中長期計画書、定期報告書の作成について

（ 様式第8，第9 ）

令和5年6月

中国経済産業局

エネルギー対策課

（目　次）

	頁
• 中長期計画書、定期報告書に係る主な変更点	P　2
• 中長期計画書の作成	P　3
• 定期報告書の作成　特定事業者	P　24
• 定期報告書の作成　エネルギー管理指定工場等	P　68
• 中長期計画書・定期報告書の提出先	P　82

中長期計画書、定期報告書に係る主な変更点

- **省エネ法の改正について**

  省エネ法の化石エネルギーの使用の合理化等に加えて、非化石エネルギーを含めた全てのエネルギー使用の合理化、非化石エネルギーへの転換、並びに電気の需要の最適化を促す法律に変更されました。

  中長期計画書：令和５年度報告から、定期報告書：令和６年度報告（令和５年度実績分）から対象

- **工場等の判断基準については、令和４年4月1日付けで一部が改正（別表第５ベンチマーク指標）。**

  改正に伴い**ベンチマークの指標・目指すべき水準が変更になった業種においては、変更後の指標・目指すべき水準**に基づいて報告願います。

  【令和５年定期報告書から対象】

  - 石炭火力電力供給業の区分追加
  - 既存業種の見直しについて、ソーダ工業の目標値を変更
  - 対象業種拡大について、データセンター業及び圧縮ガス・液化ガス製造業を追加

- **指定８表２－１工場等（専ら事務所等を除く）判断基準の遵守方法の一部が追加されています。**

  - (4-2)発電専用設備、(4-3)コージェネレーション設備の一部

- **指定８表２－２が追加され、工場等（専ら事務所等を除く）に設置する１,０００ｋW以上の発電専用設備又はコージェネレーション設備の発電効率等の状況に関して参考となる情報を記載するようになりました。**

報告にあたっては、令和５年度に新たに公開された定期報告書作成支援ツール等を使用、又は EEGS（省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム）を使用するなど最新の様式で提出頂くよう お願い致します。

（資源エネルギー庁HP/省エネポータルサイト 参照）

＊　令和５年度から中長期計画書の作成もEEGSを利用（Web入力）できるようになりました。

中長期計画書の作成

様式第８　Ⅰ～Ⅳ

特定事業者（特定連鎖化事業者）は、定期に『**中長期計画書**』の提出が必要です。
ここでは『**中長期計画書**』の記入方法について説明します。
なお、資源エネルギー庁HP/省エネポータルサイトに「定期報告書及び中長期計画書の記入要領（PDF形式）」が公開されています。詳細はこちらをご覧ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools

中国経済産業局
エネルギー対策課

1－1 中長期計画作成の関係法令

法第15条（中長期的な計画の作成）

特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その設置している工場等について第5条第1項に規定する判断の基準となるべき事項において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2　特定事業者は、定期に、第５条第2項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた非化石エネルギーへの転換の目標に関し、中長期的な計画を策定し主務大臣に提出しなければならない。

3　主務大臣は、特定事業者による前項の計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

4　主務大臣は前項の指針を定めた場合には、これを公表するものとする。

⟹ **中長期的な計画作成指針　告示**

法第５条（事業者の判断の基準となるべき事項等）

主務大臣は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項並びにエネルギーの使用の合理化の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定めこれを公表するものとする。（非化石エネルギーへの転換についても定められた）

⟹ **工場等判断基準（Ⅰ．基準部分、Ⅱ．目標部分）告示**

一　工場等であって専ら事務所その他これに類する用途に供するものにおけるエネルギーの使用の方法の改善、第145条第1項に規定するエネルギー消費性能等が優れている機械器具の選択その他エネルギーの使用の合理化に関する事項（非化石エネルギーを使用する設備についても定められた）

二　工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項であって次に掲げるもの

イ　燃料燃焼の合理化　ロ　加熱及び冷却並びに電熱の合理化　ハ　廃熱の回収利用　～

ヘ　電気の動力、熱等への変換の合理化

イ　燃焼における非化石燃料の使用　ロ　加熱及び冷却における非化石熱の使用　ハ　非化石熱を使用した動力等の使用　ニ　非化石電気を使用した動力、熱等の使用

1．告示「工場等の判断基準」

平成21年3月31日　告示第66号（制定）
令和　5年3月31日　告示

Ⅰ．基準部分

Ⅱ．**目標部分**

エネルギー消費原単位又は電力需要最適化評価原単位を、**中長期的にみて年平均１％以上低減**を目標とした**諸目標及び措置の実現**への努力

管理標準

目標（個別目標・措置含む）

～　日常維持改善（ソフト面）

中長期計画書
目標を達成するための改善計画

～　主に設備投資を伴う改善計画　概ね3～5年。（ハード面）

2．告示「中長期的な計画の作成のための指針」

平成22年3月30日　告示第1号（制定）
令和2年3月31日　告示第1号（一部改正）

（1）　専ら事務所（ホテル、百貨店、スーパー、病院等業務用ビル、製造業本社ビルはここに含まれる）
特定事業者又は特定連鎖化事業者において判断基準の目標及び措置の実現に資する設備・システム・技術（以下「設備等」という）の具体例を、中長期計画策定にあたって検討対象として掲げている。

（2）　製造業
特定事業者において、１．製造業一般と、エネルギー使用量の多い２．特定一般（特定4業種：**・パルプ製造業及び紙製造業　・石油化学系基礎製品製造業　・セメント製造業　・鉄鋼業**）について、それぞれ設備等の具体例を掲げている。

（3）鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業
特定事業者において、各業態ごとにそれぞれ設備等の具体例を掲げている。

（4）　上水道業，下水道業及び 廃棄物処理業
同 上

＊非化石エネルギーを使用する設備に関しての指針はまだ非公表

中長期的な計画策定のための指針（告示）例

エネ庁HP　省エネポータルサイト
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/







製造業1頁を表示

特定事業者又は認定管理統括事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針

平成22年３月30日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第１号(制定)
平成29年３月30日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第３号(一部改正)
平成30年３月30日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第１号(一部改正)
令和２年３月31日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第１号(一部改正)

１　製造業一般（「２　特定業種」において特定されている４業種を除く全ての製造業をいう。以下同じ。）
特定事業者又は認定管理統括事業者のうち製造業一般に分類される業種に属する事業の用に供する工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）を設置しているものによる中長期的な計画の作成に当たっては、以下の事項を検討することにより、その適確な作成に資するものである。

⑴　燃焼設備
工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号。以下「判断基準」という。）において定めるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置（以下「目標及び措置部分」という。）の１　エネルギー消費設備等に関する事項の１－２の⑴燃焼設備の項目で規定する目標及び措置等の実現に資する設備・システム・技術（以下「設備等」という。）の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。
①　空気比の改善

設備・システム・技術名	具体的内容	導入の可能性のある業種・工程
酸素濃度分析装置	ボイラー、工業炉等の排ガス出口における残存酸素濃度を分析する装置。	工業炉、ボイラーを使用する全業種
燃料／空気流量比率設定調節装置	燃料流量測定装置（瞬間流量、積算流量）、燃料流量調節装置、燃焼用空気流量測定装置、燃焼用空気流量調節装置から構成され、供給する燃料流量に伴って空気流量をカスケード制御するもの。	工業炉、ボイラーを使用する全業種
自動燃焼制御装置	炉内ガス、排ガス中の残存酸素濃度、温度等を計測し、流量、空気比設定を含む総合的な燃焼制御装置。	燃焼設備を使用する全業種
高度空気比制御装置	制御対象ごとに空気比パターンを燃焼条件に合わせて選択し、コンピュータによりリモート制御するもの。より高度なシステムでは、複数設備全体の総合制御も可能なものもある。	工業炉、ボイラーを使用する全業種
燃焼排ガス分析計	ボイラー、各種工業炉、その他燃焼装置の排ガス成分（O_2、CO_2、CO等）を分析し、燃焼管理する	ボイラー、工業炉等の燃焼設備を利用す

１－２．中長期計画作成とは

中長期計画とは、目標達成のために、設備改善や設備更新などを行う計画のことで、ＰＤＣＡサイクルを回すことにより、効果的に進めることができる。概ね以下のようなステップで進み、**社内承認**を得た**省エネ対策**が**中長期計画**となります。

中長期計画作成（計画＋予算申請・承認）のステップ

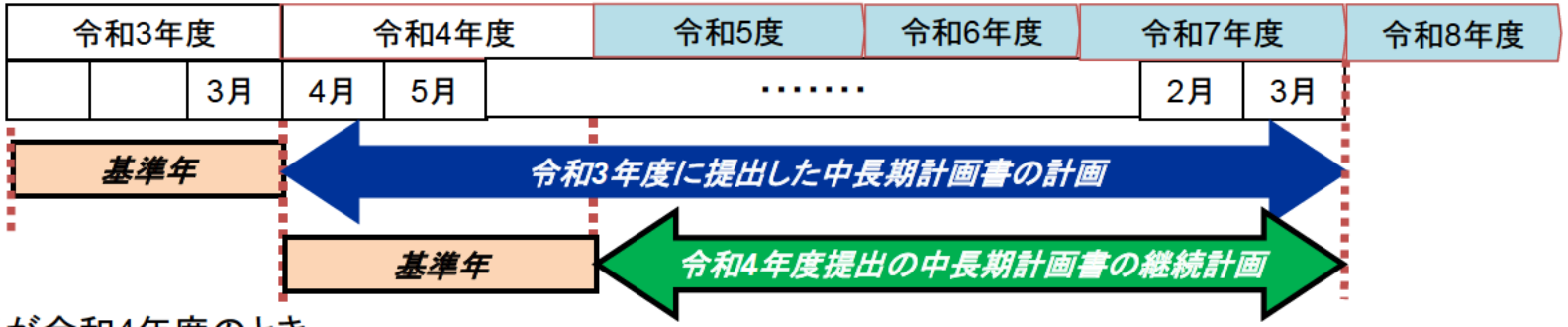
	項　目	内　容	備　考
1	計画（Plan）	エネルギー使用量・費用の把握	・「管理基準」計測・記録簿　・定期報告書
		問題点の抽出・省エネ対策の発掘 （判断基準の活用）	・老朽設備の洗出し　・更新時期のチェック ・新規設備導入検討　・設備改善の検討 ・同業他社との比較　・類似優秀事例を参考 ・専門家による省エネ診断・省エネ相談
		所要投資額・効果の把握	・メーカーへの見積依頼、・補助金等の活用検討　・費用対効果試算
		対策案の策定 （中長期計画作成指針の活用）	・他設備・工事との調整・組み合わせ検討 ・中長期的に見て年平均1%改善するか？
	予算申請・承認	優先順位と対策時期の判断・決裁	・経営戦略・社内投資査定基準による判断
2	実施（Do）	対策の実施	
3	検証（Chack）	効果の実測・確認	・「管理基準」改訂・追加、計測・記録簿 ・実績の解析と計画との比較、差異の把握 ・効果の定量的把握
4	是正（Action）	対策の修正、追加・強化	

STEP　UPして1．計画（Plan）　に戻る

2－1.中長期計画と基準年

①【「基準年」を設定し計画を記載する】

◎「本社、全工場の1200本の照明器具を令和３年より4年間で高効率照明に更新する」という計画の場合



提出が令和4年度のとき
　→「基準年」は令和4年度となる。
計画最終年度である令和6年度の照明のエネルギー消費量が、基準年の令和4年度のそれと比較してどのくらい減るかが「合理化期待効果」となる。

②【記入例】

令和4年度報告

＜Ⅱ計画内容＞

内　容	該当する工場等	実施時期	エネルギー使用合理化期待効果
高効率照明ランプ、灯具への更新（1,200本）	本社、全工場の管理棟	令和4年～6年度	25KL／年

令和5年度報告

＜Ⅱ計画内容＞

高効率照明ランプ、灯具への更新（900本）	本社、全工場の管理棟	令和5～6年度	19KL／年

＜Ⅳ前年度との比較＞

削除した計画	該当する工場等	理由
高効率照明ランプ、灯具への更新（300本）	本社、全工場の管理棟	令和4年度実施済

非化石エネルギー転換の目標と報告フロー

改正省エネ法では、エネルギー使用の合理化に加え、非化石エネルギーへの転換に関する取組の 評価を行う。

①全事業者は、使用した電気全体に占める**非化石電気の比率 について、目標の設定、それに向けた計画の策定、実績値の報告を行う。** 計画書 Ⅳ1－1

②**目安の設定がある業種（5業種8分野）は、その目安に対する目標設定、計画策定、実績報告を行う。** 計画書 Ⅳ1－2

③その他任意の目標に対する目標設定、計画、報告を行うことができる。 計画書 Ⅳ1－3

全事業者報告必須

① **事業者全体の使用電気（自家発含む）に占める非化石電気の比率**について、**目標の設定**及びそれに向けた**計画・報告**を行う

目安の設定がある

YES

NO

② **目安に対する目標設定**及びそれに向けた**計画・報告**を行う

③ その他の指標について、**事業者全体又は業種ごと**に、**追加的に目標の設定**及びそれに向けた**計画・報告**を行う

報告は任意

目安設定業種のみ報告必須：

（５業種８分野）

- 鉄鋼業（高炉、電炉）
- セメント製造業
- 製糸業（洋紙、板紙）
- 石油化学業(石油化学系基礎製品製造業,ソーダ工業)
- 自動車製造業

【任意に設定する指標の例】

- 事業者全体のエネルギー使用に占める非化石比率
- 外部調達電気に占める非化石比率
- ○○製造工程におけるエネルギーの非化石比率
- 給湯用の熱エネルギー使用に占める非化石比率

（事業者全体の非化石比率を向上するために特に有効な指標を設定する。）

（※）なお、電気の非化石比率について、事業者の取組の結果に関わらず2030年度の比率が目安を大きく下回ることとなった場合、その結果のみをもって「著しく不十分」と評価するのではなく、地域の非化石電源比率が著しく低いことや、太陽光発電施設や非化石証書等の価格高騰など諸般の事情を総合的に考慮した上で判断するものとする。

定量目標の目安となる水準

区分	事業	指標	目安となる水準
1A	高炉による製鉄業（※1）	水素、廃プラスチック又はバイオマスの導入等の非化石エネルギーへの転換に向けた取組による、2030年度における2013年度比石炭の使用量に係る原単位（石炭の使用量を粗鋼の生産量で除して得た値をいう。）削減割合	2%以上
1B	電炉による製鉄業（※2）	2030年度における外部調達する電気及び自家発電による電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	59%以上
2	セメント製造業（※3）	2030年度における焼成工程（原料を高温で焼成し中間製品であるクリンカーを製造する工程）における化石燃料及び非化石燃料の使用量に占める非化石燃料の使用量の割合	28%以上
3A	洋紙製造業（※4）	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
3B	板紙製造業（※5）	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
4A	石油化学系基礎製品製造業（※6）	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
4B	ソーダ工業	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
5	自動車製造業	2030年度における外部調達する電気及び自家発電による電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	59%以上

非化石電気の算出方法について

非化石電気の算出方法は、次に掲げる非化石電気の種類に応じて算出。
（告示：工場等非化石エネルギーの転換に関する判断基準による）

（例）電気事業者から【１０００kWh】の電気を調達し、
当該電気事業者の[非化石証書使用状況４０%]の場合の非化石エネルギー使用量

【１０００kWh】（電気使用量） × ８．６４MJ/kWh × [４０%]（非化石証書使用状況）

＋ （【１０００kWh】（電気使用量（残り分））× ６０%）× ８．６４MJ/kWh× １３%（FIT非化石証書売れ残り分） ＝ ４,１３０MJ（非化石エネルギー使用量）
(4.13GJ)

＊８．６４MJ/kWh：全電源平均係数、１３%：固定値（余剰非化石電気相当量（ベースライン））

＊非化石証書割合は、電気事業者の非化石割合の使用状況をA（%）とすると
A+（100－A）×0.13 （%）と表せます。

○通常の電力小売契約の場合は、当該電気事業者の非化石証書の使用状況をもとに算定
＊非化石証書使用状況は、各電気事業者のHP等に掲載、また確認方法等については今後記入要領で追記予定。

○非化石○○%メニューといった、特定の電力メニュー契約等（再エネ特約等）は、当該非化石割合をそのまま記入下さい。

非化電気の算出方法について

（参 考）特定－第２表等　事業者のエネルギー使用量等　計算例（自家発自家消費がある場合）

エネルギーの種類			単位	使用量 数量	使用量 熱量GJ	計 算 方 法		換算係数 (GJ/使用量単位)
化石燃料		灯油	kl	100	3,650	＝数量×換算係数		36.5
		軽油	kl	5,000	190,000			38.0
		A重油	kl	10,000	389,000			38.9
		B・C重油	kl	3,000	125,400			41.8
		石油コークス	t	20,000	682,000			34.1
		輸入一般炭	t	1,000,000	26,100,000			26.1
		小計			27,490,050	①		
非化石燃料		木質廃材	t	500,000	8,550,000	＝数量×換算係数		17.1
		小計			8,550,000	②		
電　気	電気事業者からの買電	電気事業者	千kWh	300,000	2,592,000	③	各電気契約メニューの非化石証書使用状況（非化石割合）から計算	8.64
		うち非化石	千kWh	50,000	432,000	④		8.64
	自家発	太陽光	千kWh	1,000	3,600	⑤		3.6
		その他(燃料)：化石	千kWh	500,000	4,320,000	⑥	＝数量×換算係数	8.64
		その他(燃料)：非化石	千kWh	120,000	1,036,800	⑦		8.64
	小計				2,595,600	－③+⑤(自家発その他燃料は小計に含めない)		
		うち非化石			432,000	＝④(電気事業者買電のうち非化石分)		
		重み付け非化石			3,600	＝⑤（自家発太陽光分）		
合計GJ					38,635,650	＝①＋②＋③＋⑤（自家発その他燃料除く）		
うち非化石GJ					8,985,600	－②+④+⑤(木質廃材＋太陽光、自家発その他燃料除く)		
原油換算					996,800	＝合計GJ×換算係数0.0258kl/GJ		
うち非化石					231,828	＝うち非化石GJ×換算係数0.0258kl/GJ		

【ポイント】

○特定第２表のエネルギー使用量の合計には燃料由来の自家発電気使用量（KW h）は含めない。（燃料と二重計上になるため）

○重み付け非化石等は「省エネ法の手引き」の「P51各措置における電気一次換算係数」を参照。

＊(a)エネルギー使用合理化装置は特定第２，３表へ適用

(b)非化石エネルギーへの転換措置は特定第４表へ適用

(c)電気需要の最適化措置は特定第３表２－１へ適用。

○特定第４表３－１非化石電気の使用状況の計算では、燃料由来の自家発電気使用量（KW h）は、換算係数8.64(GJ/千 k Wh)を掛けて算入する。

また、特定第３表の補正は、非化石燃料の使用量に0.8を掛けて燃料補正を行う。

○特定第４表３－１非化石電気の使用状況の計算例（上記表をもとに計算）

エネルギーの種類					熱量GJ	計算方法		
電　気	電気事業者からの買電	電気事業			2,592,000	③		
		うち非化石			432,000	④		
	自家発	太陽光			10,368	⑧	=⑤÷3.6×8.64(GJ/千 k Wh) ×1.2	1.2：重み付け
		その他(燃料)：化石			4,320,000	⑥		
		その他(燃料)：非化石			1,036,800	⑦		
	電気合計GJ				7,959,168	=③+⑧+⑥+⑦		
	うち非化石GJ				1,479,168	=④+⑧+⑦		
非化石電気割合					18.6%			

＊電気の全体エネルギー量
205,347 kl
=合計GJ×換算係数0.0258kl/GJ

＊特定第２表1-4の化石証書等を使用した場合はその量を加除する。

非化電気等の算出方法について

各措置における電気の一次換算係数について（省エネ法の手引きP51）

下表のとおり、電気の種類によって各評価軸における補正の仕方が異なる点に注意が必要です。

電気の種類					一次換算係数（GJ/千kWh）		
					(a) エネルギーの使用の合理化措置	(b) 非化石エネルギーへの転換措置	(c) 電気の需要の最適化措置
買電	系統電気	自己託送以外	電気事業者からの買電	化石分	8.64	8.64（化石カウント）	3.6 or 12.2 or 9.4
				非化石分	8.64	8.64（非化石カウント）	3.6 or 12.2 or 9.4
			オフサイトPPA	非化石重み付けなし	3.6	8.64（非化石カウント）	3.6 or 12.2 or 9.4
				非化石重み付けあり	3.6	8.64 × 1.2（非化石カウント）	3.6 or 12.2 or 9.4
		自己託送	非燃料由来の非化石電気		3.6	8.64 × 1.2（非化石カウント）	3.6
			上記以外	化石分	8.64	8.64（化石カウント）	8.64
				非化石分	8.64	8.64（非化石カウント）	8.64
	自営線（他事業者からの供給）		非燃料由来の非化石電気		3.6	8.64 × 1.2	3.6
			上記以外	化石分	8.64	8.64（化石カウント）	8.64
				非化石分	8.64	8.64（非化石カウント）	8.64
自家発	直接使用・自営線（自社内の供給含む）		非燃料由来の非化石電気（オンサイトPPA含む）		3.6	8.64 × 1.2	3.6
			上記以外		※投入した燃料・熱でカウント（非化石燃料は0.8倍）	**電気の非化石割合を指標とするとき→** 発電量に対して8.64を掛けてカウントする。 **上記以外を指標とするとき→** 投入した燃料・熱でカウントする。（ただし非化石燃料は0.8倍しない）	※投入した燃料・熱でカウント（非化石燃料は0.8倍）

2－2．中長期計画書の書き方と記入例（様式第８のⅠ）

① 提出宛先は、事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する**経済産業局長**及び設置している全ての工場等に係る**事業所管省庁**。

② 提出期限は、**毎年７月末日**。

令和5年度報告は改正省エネ法初年度のため、提出免除事業者も提出が必要となります。

③ 法人名・法人番号（13桁）・代表者役職名・氏名を記入。
- ●会社代表者印の押印は不要。
- ●法人の代表者以外の者が省エネ法に係る諸手続きの委任を受けた場合は、委任状を添付。氏名には委任された者の役職・氏名を記入。
- ●法人名（英語表記）（ローマ字でなく～～Corporationのように記載）
- ●上場企業の場合には、株式銘柄に個別付与された４桁数字コード記載。

④ 経済産業局が通知した指定番号（7桁）を記入。

⑤ 本社又は本社機能を有する事務所の所在地を記入。

⑥ 選任されているエネルギー管理統括者の職名・氏名を記入。

⑦ 選任されているエネルギー管理企画推進者の職名・氏名・免状番号又は講習修了番号・勤務地・連絡先を記入。
- ●エネルギー管理企画推進者未選任の場合には、作成実務者名等を記入。氏名の後ろに（作成実務者）と追記。
- ●免状番号又は講習修了番号欄には、「選任中」と記入。R○○年○○月受講予定等ある場合は、今後の予定を記載。

⑧ 勤務先の代表番号ではなく、報告書内容等の問い合わせ可能な電話番号、及びメールアドレスを記入。

⑨ 直近の評価が2年度以上連続でクラス分け評価でS評価の場合、中長期計画書の提出を免除希望の場合は「☑希望する」とする。

⑩ 提出年度または提出年度の翌年を始期として、３～５年を　目安に記入。
＊ベンチマーク対象業種の場合は提出年度を始期

⑪ 非化石エネルギー転換に関する計画書の計画期間を提出年度又は翌年度を始期として記入。直近年度に提出した計画内容に変更のない場合は「計画内容に変更なし」欄にチェック。その場合は、「Ⅳ非化石エネルギー転換計画」表は空欄。

様式第８（第35条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

中　長　期　計　画　書

①中国経済産業局長　殿

②令和○○年　7月　22日

住　所	広島県○○○
法人名	株式会社□△○工業
法人名（英語表記）	
法人番号	1234567890123
銘柄コード	
代表者の役職名	代表取締役社長
代表者の氏名	経済　太郎

③

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１５条第１項及び第２項、第２７条第１項及び第２項又は第３９条第１項及び第２項の規定に基づき、次のとおり提出します。

Ⅰ　特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の名称等

④特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	④ 0C12311				
事業者の名称	株式会社□△○工業				
主たる事務所の所在地	⑤〒730-1111　広島県○○○				
主たる事業	床板製造業				
細分類番号	1	2	2	8	
エネルギー管理統括者の職名・氏名	⑥職名　取締役（環境・SCR担当） 氏名　省エネ一郎				
エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	⑦職名　エネルギー環境技術部長 氏名　省エネ　二郎 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 11－2022－3－12345 勤務地　〒730-1111　広島県○○ ⑧電話（082　－　123　－　4567） FAX（082　－　123　－　4588） メールアドレス　abc@def.ghi.j				
⑨中長期計画書の提出免除の希望	中長期計画書の提出頻度の軽減の条件に該当しており、当該条件を満たす限り、翌年度以降は下記の計画期間中の中長期計画書の提出免除を ☑ 希望する				
計画書（合理化）の計画期間	⑩（2023）年度　～（2020）年度				
計画書（非化石転換）の計画期間	（2023）年度　～（2020）年度	⑪□ 計画内容に変更なし			

中長期計画書の書き方と記入例（様式第８のⅡ、Ⅲ）

① **今年度の定期報告の「特定第2表」に記載の原油換算kl（ 2023年度報告値(前年度実績）） を記入。**

- **「特定第2表」記載の「前年度原油換算ｋｌ」ではないので注意。**

② **ベンチマーク対象業種である場合のみ記入。(③,④同様)**
(ベンチマーク指標に掲げられた事業のみで原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上である事業者対象)

- 報告対象年度において、算定した指標の数値（定期報告書「特定第6表」の記載値）を記載。
  ＊ベンチマーク指標の状況は、指標が改定された業種は、報告対象年度分についても算出できる場合には改定後の新指標の状況を記入することができる。

令和４年度「事業者の判断基準（告示〇〇号）」に規定する一部の事業の区分、目指す水準値が追設。（令和４年４月１日告示施行）
改定された業種は、ベンチマーク指標の見込みは改定後の指標で報告。

③ ②に記載した区分ごとに記入。

④ 本計画書の計画期間中の各年度と、ベンチマーク指標の見込みを左側から記入。一番左側は提出年度見込み値。
計画期間が5年未満の場合空欄に（－）を記入。
目標年度の欄には、目標年度（2030年度）を記入し目標年度におけるベンチマーク指標の見込みを記入。
見込みが未定の場合は（－）を記入。

Ⅱ エネルギー使用量

1．エネルギー使用量

エネルギー使用量 （原油換算 kl）	①	1,000,000

Ⅲ エネルギーの使用の合理化に関する計画

1．ベンチマーク対象業種におけるエネルギー使用量等

②

区分	対象となる事業の名称 （セクター）	ベンチマーク指標の状況 （単位）	対象事業のエネルギー使用量（原油換算 kl）
3	セメント製造業	4,000 MJ/t	500,000
6 B	ソーダ灰業	3.20 GJ/t	200,000

2．ベンチマーク指標の見込み　④

③ 区分	ベンチマーク指標の見込み（単位）					
	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	目標年度 2030年度
3	3,990 MJ/t	3,980 MJ/t	3,970 MJ/t	3,990 MJ/t	3,800 MJ/t	3,739 MJ/t
6 B	3.20 GJ/t	3.19 GJ/t	3.19 GJ/t	3.15 GJ/t	3.10 GJ/t	3.00 GJ/t

中長期計画書の書き方と記入例（様式第８のⅢ）

① **省エネルギー活動等の措置について記入**

●設備投資を伴う設備・システム・技術の導入、改善等の内容を記入。

●前年度から継続している計画は、前年度実施分を除いたものを計画として記入。

●「エネルギー管理の強化、計測機器の管理強化」等定量的に記入できない内容はⅢに記入。

② 計画内容が「中長期計画作成指針」に記載がある場合、該当する項番を記入。

＊中長期計画指針は、エネ庁ＨＰ　省エネポータルサイト参照。

記入例：１製造業一般で燃焼設備の措置を行う場合

「製造業１（１）」と記入

③ **該当する工場等の欄には、該当工場を全て記入。**

●工場、本社、営業所を含む全ての工場等が対象となる場合は、“全ての工場”等と記入。

④計画する措置の新設・改造に着工した(又は着手予定)の年月を上段、稼働開始(又は予定)年月を下段に記入

●実施時期は**当年度**以降で記入

●**様式第８のⅠで記載した計画期間と整合をとる**

⑤「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、基準年に対する計画完了時点の年間削減量を原油換算（ｋｌ／年）で記入。

3．計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

内容	中長期計画作成指針	該当する工場等	着手時期 完了時期	エネルギー使用合理化期待効果（原油換算kl/年）	ベンチマーク対象	新規追加
プレヒータ断熱強化	製造業2(3)	A工場 B工場	2023年4月 2024年9月	1,000	3	
リーク低減		A工場 B工場	2023年4月 2024年12月	500	3	
ファンインバータ化	製造業1(6)	A工場 B工場	2023年10月 2024年12月	1,500		
廃プラ処理設備能力増強	製造業2(3)	B工場	2023年10月 2025年3月	3,000	3	
高効率クーラー導入	製造業2(3)	A工場	2024年4月 2025年3月	6,000	3	
廃プラ処理設備新設	製造業2(3) 製造業1(9)	A工場 B工場	2024年4月 2025年3月	10,000	3， 6 B	○
廃熱ボイラ新設	製造業2(3)	B工場	2024年4月 2025年3月	8,000	3	○
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦

⑥計画措置がベンチマーク指標の改善の場合、該当の「区分」を記入。

⑦前年度の計画書に記載していない項目に○を記入。

中長期計画書の書き方と記入例（様式第８のⅢ）

① **合計および原単位削減期待効果に計画措置の効果が発現する年度を記入。**

② エネルギー使用合理化期待効果の合計(kl)を記入

③ 原単位削減期待効果の合計（%）を記入

＊合理化期待効果の合計ｋｌ÷今年度報告のエネルギー使用量ｋｌ×１００

（ベンチマーク対象事業者のみ記入）

④ 期待効果の合計のうち、ベンチマーク対象の指標となる各々の区分の合計(kl)を記入。

⑤ 原単位削減期待効果のうち、ベンチマーク対象の指標となるものの合計(%)を記入。

＊ベンチマーク対象の期待効果ｋｌ÷今年度報告の対象事業のエネルギー使用量ｋｌ×１００

３ 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

高効率ボイラ新設・更新	製造業1(1)	A工場	2024年4月 2025年3月	5,000	6B	○
			①	②		
合計			2024年度	35,000 kl		
④ うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果（区分3）			2024年度	23,500 kl		
④ うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果（区分6B）			2024年度	10,000 kl		
原単位削減期待効果			2024年度	③ 3.5 %		
⑤ うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果（区分3）			2024年度	4.7 %		
⑤ うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果（区分6B）			2024年度	5.0 %		

中長期計画書の書き方と記入例（様式第８のⅢ）

① **定量的に記入できない省エネに向けた「ソフト面の計画」など記入。**

- 具体的には、「Ⅱの計画内容に関連する上位の計画（例えば複数工場に関連するプロジェクト）、会社又は工場の全体計画」や具体的活動等の内容を記入。
- この欄のみでは記入が困難な場合は、CSR 報告書等の関係資料を添付。

また、 ベンチマーク対象業種の場合は、計画をたてるにあたっての補足的な説明（Ⅱの３に記載した内容により目標を達成ができる点の説明）や生産量や稼働率が一定である等の合理的な前提条件があれば記入。

洋紙製造業（４Ａ）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業の目標年度における再生可能エネルギー使用率、目標値、算定式等を記入。

② **前年度の中長期計画書記載から変わる内容つまり「実施済、計画中止、計画順延」の内容を記入。**

- 削除した計画が空欄となるのは、前年度と内容が変わらない場合、計画が単純に延期になった場合です。

Ⅲ その他エネルギーの使用の合理化に関する事項及び参考情報

①

1 平成20年改正省エネ法の施行に合わせて、社長の命により、従来からの「省エネ推進責任者会議」を改組し、エネルギー管理統括者として選任予定の環境・CSR担当役員を委員長、エネルギー管理企画推進者に選任予定のエネルギー管理部次長を副委員長とし、全拠点から1名の部長を委員とする「省エネ委員会」を平成23年3月に立ち上げた。
主たるミッションは、省エネルギーの推進とCO2排出量の削減に関して全社の組織を見渡した中長期基本計画の作成と、そのローリングプランとしての年度計画の作成、及び毎四半期毎の年度計画の達成状況のチェックである。

2 また、本年（令和4年）より、全社的に固定エネルギー削減計画をスタートさせ、この一環として4年間で順次高効率変圧器への転換、高効率型照明等の導入を図る計画である。

Ⅳ 前年度計画書との比較

②

削除した計画	該当する工場等	理由
溶解炉設備への更新	仙台工場	実施済み
避難誘導灯の高効率ランプへの更新	本社	実施済み
前年度計画で記載し、本年度計画から削除した項目を記入		

中長期計画書の書き方と記入例（様式第８のⅣ）

① 事業全体で使用する電気の非化石比率について、目標を設定。電気事業者から購入した電気や、燃料を投じて発電した自家発電気の使用量も含む。

＊いずれの電気の種類についても一次換算係数8.64(GJ/千kWh)を乗じて算出

＊自家発電気の使用量は、投入熱量でエネルギカウントするため発電量は熱量換算しませんが非化石電気使用状況の算出においては、発電量を熱量換算して算出。

② 事業者全体で使用した電気使用量を原油換算値で記入。
(熱量GJ小計に換算係数 0.0258 kl/GJを乗ずる)

③ 非化石比率に関する2030年度の目標値を記入。

④ 「工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断基準（令和５年3月31日告示）の別表第1に掲げる目安の設定のある５業種８分野に該当する事業者のみ記入。

⑤ 判断基準に記載の区分、事業名、指標、2030年度定量目標の目安を記入。

⑥ 各指標のバウンダリーにおいて対象となるエネルギー使用量を記入。

⑦ 2030年度における各指標に関する目標値を記入。

⑧ 事業者全体の非化石比率を向上するために特に有効と考えられる指標を記入。（記入は任意）

（例）事業者全体のエネルギー使用量に占める非化石エネルギー割合、〇〇製造工程における非化石エネルギー割合、給湯用の熱エネルギー使用に占める非化石エネルギー割合

（注）令和5年度報告については②の電気使用量については、本年度報告（前年度実績）の特定2表電気の使用量小計千kWhに8.64GJ/千kWhを掛けた合計GJに0.0258kl/GJを乗じた原油換算klを記入ください。

Ⅳ 非化石エネルギーへの転換に関する計画

1．非化石エネルギーへの転換に関する目標

1－1 非化石電気の使用状況 ①

指標	指標の範囲全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	目標 2030 年度
使用電気全体に占める非化石電気の比率	② 100,000	③ 4.0 %

1－2 定量目標の目安に関する指標の状況 ④

区分	対象となる事業	指標	指標の範囲全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	定量目標の目安 2030 年度	目標 2030 年度
2	セメント製造業	焼成工程における非化石燃料の使用割合	800,000	28 %	30 %
	⑤		⑥	⑤	⑦

1－3 その他の指標の状況 ⑧

指標	指標の範囲全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	目標 2030 年度
事業者全体の全エネルギー使用量に占める非化石エネルギー比率	⑨ 1,000,000	⑩ 20 %

⑨ 設定した指標のバウンダリー対象の原油換算量を記入。

⑩ 目標年度は2030年度以外の年度に設置することも可能。

中長期計画書の書き方と記入例（様式第８のⅣ）

① 計画した設備投資等の措置について可能な範囲で記入。

② 計画する措置の対象となる工場等の名称を記入。

③ 計画する措置（設備等）の新設・改造に着工した（着工予定の）年月を上段に、完了して稼働した（又は稼働予定の）年月を下段に記入。（〇年〇月単位）非化石エネルギー転換期待効果が全て発現する年度を記入ください。

④ 計画する措置により増加する非化石エネルギー量（ｋｌ）等を記載。また、石炭の使用量削減原単位の向上期待効果（%）を記載することも可能。

⑤ 目安設定業種（５業種８分野）における措置である場合、目安の「区分」を設定。
該当しない場合は「－」を記入。

⑥ 前年度の計画書における計画内容に記載していない項目に「〇」を記入。

⑦ 実施した設備投資等のうち④の期待効果に表れない定性的な取組等について記入。目安の設定がある業種は、「告示　事業者の判断基準」に掲載された「定性目標の目安となる水準」も参考に願います・

⑧ 前年度の計画書に記載した項目のうち、今年度の計画書内容から削除した項目を記入。

2．非化石エネルギーへの転換に関する計画内容及び期待効果

内容	該当する工場等	着手時期 完了時期	非化石エネルギー転換期待効果	目安設定業種	新規追加
焼成工程における廃棄物等の利用拡大	A工場 B工場	23年4月 25年5月	100,000 kl	2	
非化石比率の高い電力メニューへの転換	A工場 B工場	23年6月 26年5月	4,500 kl	－	〇
自家発電に投入するバイオマス燃料の割合増加	A工場	23年9月 27年1月	2,000 kl	－	

① ② ③ ④ ⑤ ⑥

3．その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報

通常の燃料としての利用が困難である廃棄物等の非化石燃料の使用を目指し、2025年４月より利用技術の研究開発及び実証試験を進める。
また、製造工程において発生する二酸化炭素を活用した合成メタンの使用を目指し、2026年10月より研究開発及び実証試験を開始する予定。

⑦

4．前年度計画書との比較

削除した計画	該当する工場等	理由

⑧

２－４中長期計画書の提出頻度の軽減について

平成30年度の省エネ法改正に伴い、中長期計画書の提出頻度の軽減が行われるようになりました。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（抜粋）

（中長期的な計画の提出）
第三十五条　法第十五条第一項、第二十七条第一項又は第三十九条第一項の規定による計画（次項において単に「計画」という。）の提出は、毎年度七月末日までに、様式第八による計画書一通により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、計画を提出しようとする年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の四月一日前に終了した直近の年度（以下この項において「申請前年度」という。）において申請前年度を含めて過去二年度以上継続して次に掲げる要件のいずれかを満たす者は、当該要件のいずれかを満たしている限りにおいて、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者が定める期間の終期の属する年度の七月末日までに、様式第八による計画書一通を提出すればよい。

一　エネルギーの使用の効率（その効率を算定しようとする年度に係るエネルギーの使用に係る原単位を当該年度の四年度前の年度に係るエネルギーの使用に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合をいう。第三十七条第七号において同じ。）が九十九パーセント以下であること。
二　エネルギーの使用の合理化に関する法第五条第一項に規定する判断の基準（以下「判断基準」という。）に定めるベンチマーク指標に基づき算出される値が判断基準に掲げる目指すべき水準を達成していること。

（注 意）
ベンチマーク指標を達成した事業が、事業者全体のエネルギー使用量の５０%以上占める場合に限り、ベンチマーク水準達成となります。

中長期計画の提出頻度の軽減

- 直近過去２年度以上連続でＳ評価の場合、翌年度以降、最後に提出した中長期計画の計画期間内は、Ｓ評価を継続している限りにおいて、中長期計画の提出を免除する。
- 提出免除中であっても計画期間の最終年度は提出必要。

※なお、中長期計画の提出頻度の軽減の条件を満たしている事業者であっても、「中長期計画」を提出することは可能。

（ケース１）中長期計画の計画期間中はＳ評価が継続した場合

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
定期報告書の評価	A	S	S	S	S	S
中長期計画書	提出	提出	提出 （免除申請）	免除	免除	提出

中長期計画の期間４年の場合

（ケース２） 中長期計画の計画期間中にＳ評価でなくなった場合

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
定期報告書の評価	A	S	S	S	A	S
中長期計画書	提出	提出	提出 （免除申請）	免除	提出	提出

中長期計画の期間４年の場合

２－５中長期計画書・定期報告書の提出方法

定期報告書等の提出は、現状各種ありますが、電子申請（EEGS）による電子データの提出を推奨します
＊紙媒体による報告を無効とするものではありませんが、可能な限り電子化へのご協力をお願いいたします。



定期報告書作成支援ツール等による報告書の作成

特定表
指定表

ツールからxml形式へ出力

中長期計画書

ツール等からPDFへ出力

①EEGSによる提出

【省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム】

①―1　EEGSによる作成
（Web上で数値等直接入力）
＊入力後、EEGSで提出

①―2　ツールで作成したXLM形式をEEGSにアップロード・提出
＊修正の場合は、ツールで修正して再度アップロード

②e-Govによる提出
【電子申請報告システム】

ツールで作成したデータ等をe-Govにアップロード・提出

＊EEGSは、経済産業局以外の省庁（農政局他）にも同時に報告書を提出することが可能。

③持参・郵送等による提出

中長期計画書及び定期報告書



経済産業省（経済産業局）



農林水産省（農政局）他

定期報告書の作成
特定事業者

（様式第９　特定－第１表～第１２表）

特定事業者（特定連鎖化事業者）等は、毎年、**『定期報告書』**の提出が必要です。
ここでは**『定期報告書』**の記入方法について説明します。
なお、資源エネルギー庁HP/省エネポータルサイトに「定期報告書及び中長期計画書の記入要領（PDF形式）」が公開されています。こちらもご利用ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/kojo-kinyuyoryo.pdf

中国経済産業局
エネルギー対策課

定期報告書作成支援ツール等について①

□　アプリ版

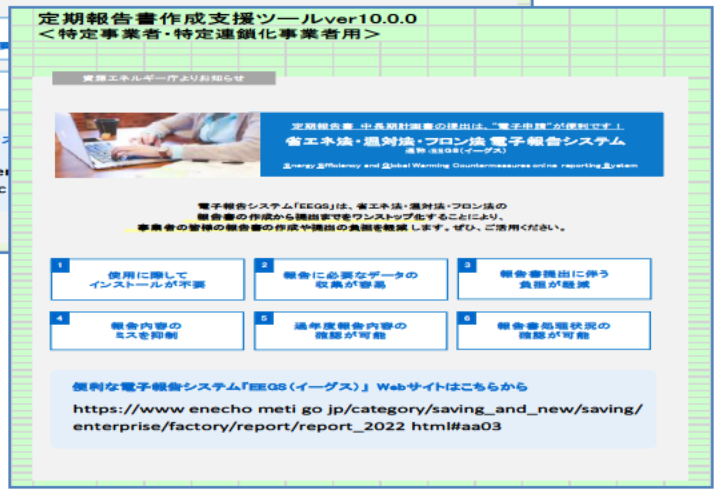
　通常の報告書の必要十分な情報を入力し、本ツールで定期報告書各表に自動的に反映することで、適切かつ効率的な報告書作成がサポートされます。
・特定表と指定表を同時に作成
・過年度のデータがある場合は基本情報入力等を節約可能な場合があります。
・自動計算範囲が広く、作成に便利です
・提出前に入力漏れ、誤入力の確認ができます



☆　エクセル版

特定事業者用　（特定－第1表～第12表）
指定表用（指定－第1表～第10表）
　特定-第3,12表の事業分類ごとの原油換算量、CO2量の記入は事前に計算した数値を手入力する必要があります。





＊EEGS（省エネ法・温対法・フロン法電位報告システム）
本システムは、作成と電子提出とを一体的に行う機能を備えており、作成から提出までワンストップ化。（温対法、フロン法も統合）
なお、従来の作成支援ツールを使用する場合は、EEGSを使用してXMLファイルをアップロードして電子提出も可能です。
（この場合提出後の修正は、再度作成支援ツールでの修正・再アップロードが必要です）
なお、令和3年度報告をXMLファイルで提出の場合、そのデータはEEGSへ移行されているため、活用可能となります）

定期報告書作成支援ツールについて②

定期報告書作成の支援ツールは次の資源エネルギー庁のホームページ
省エネポータルサイトから入手できます。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/index.html#aa02



定期報告書の作成
エネルギー管理指定工場等

（様式第９　指定第１表～第１０表）

事業者の設置する工場等のうち、特定－第１０表に記載したエネルギー管理指定工場等に指定されている工場等及び特定－第１１表に記載した工場等をすべて記入し、指定工場等単位ごとに提出してください。

ここでは、指定工場等の『**定期報告書**』の記入方法について説明します。

定期報告書の書き方と記入例（表紙）

令和3年度提出分より押印が廃止されています。

① **提出宛先**は、事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を**管轄する経済産業局長**及び設置している全ての工場等に係る**事業所管省庁の長（特定第3表及び特定第12表の産業分類毎に確認）。**
（宛先が複数ある場合は宛先を連名で記入可能です
例：中国経済産業局長・中国△△△局長）

② 提出期限は、毎年7月末日。

③ **「住所」の欄には主たる事務所（通常は本社）の所在地を記入して下さい。「法人名」の欄には事業者名を、「代表者の役職名」の欄には代表取締役等の役職名を記入して下さい。最後に「代表者の氏名」を記入して下さい。**

④ **「法人番号」の欄には13桁の法人番号を記入してください。**

＜法人番号は国税庁HPで確認できます＞
https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/



様式第９（第３６条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

定　期　報　告　書

中国経済産業局長　殿

①

②　2023　年　7　月　27　日

③

住　所　広島市中区上八丁堀6番30号
法人名　中国〇△□工業株式会社
④ 法人番号　1234567890123
代表者の役職名　代表取締役社長
代表者の氏名　経済　太郎

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第１５条第１項の規定（法第１９条の２第１項において準用する場合を含む。）に基づき、次のとおり報告します。

＜紙で提出される場合のお願い＞
・定期報告書を袋とじすることは避けてください。

定期報告書の書き方と記入例（特定-第１表 ）

➢特定－第１表には事業者の名称・連絡先等を記入

① 経済産業局が通知した特定（特定連鎖化）事業者番号又は認定管理統括者番号を記入。
② 特定排出者番号を記入。
＜特定排出者番号は環境省HPで検索できます＞
https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search
③ 本社又は本社として機能している事務所の所在地記入
④ 日本標準産業分類の細分類に従い分類の名称及び番号を記入。
（特定第１２表１特定事業者全体の主たる事業と同じ）
⑤ 選任されているエネルギー管理統括者の所属職名・氏名を記入。
⑥ 選任されているエネルギー管理企画推進者の所属職名・氏名・免状番号又は講習修了番号・勤務地を記入
未選任の場合には、作成実務者名等を記入。氏名の後に（作成実務者）と追記。講習終了番号欄には、選任中と記入。
⑦ **勤務先の代表番号ではなく報告書の内容の問い合せ、注意事項連絡等可能な電話番号及びメールアドレスを記入。**
⑧ 名称・所在地が前回の報告から変更が有る場合には、有を選択し変更前の名称・所在地を記入。
所在地が経済産業局の管轄を超えて変更となる場合は、提出前に局に相談してください。
（例：中国5県から東京都への所在地の変更　等）



事業者単位の報告
特定－第１表　事業者の名称等

特定事業者番号又は特定連鎖化事業者番号	※ ※ ※ ※ ※ 6 1	①
特定排出者番号	※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	②
事業者の名称	中国〇△□工業株式会社	
主たる事務所の所在地	〒 730－8531 広島市中区上八丁堀6番30号	③
主たる事業	製鋼・製鋼圧延業	
細分類番号	2 2 2 1	④
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 取締役（環境・CSR担当） 氏名 省エネ　一郎	⑤
エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 エネルギー環境技術部 氏名 省エネ　次郎　（作成実務者） エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 01－2018－3－××××　（選任中） 勤務地 730－853 広島市中区上八丁堀6番30号 電話（ 082 － 224 － ×××× ） FAX 082 － 224 － △△△△ ） メールアドレ jirou_mechi@meti.OO.jp	⑥ ⑦
前回報告から事業者の名称及び所在地についての変更の有無	有（無）	⑧
有の場合		
変更前の事業者の名称：		
変更前の事業者の所在地：		

定期報告書の書き方と記入例（特定-第2表）①

➢化石燃料等の使用量から事業者全体のエネルギー使用量を計算します。

① 報告の対象となる年度（報告年の前年度）を記入（2023年度報告では2022年度と記入）

② 「エネルギーの種類」の欄に記載された化石燃料等の使用量を記入し、その熱量を計算してGJ（ギガ（10^9）ジュール）で記載。なお、非化石燃料のみで発生させた熱・電気又は燃料電池から発生した電気でかつ、特定できるものは除く。

③ **「販売した副生エネルギーの量」**の欄は、他社に販売した副生エネルギーの量を記入、発電事業を行う事業所において生産された電気、熱供給事業を行う事業所において生産された熱（蒸気等）は、副生エネルギーに該当しない。

④ **「未利用熱活用制度」**を利用した未利用熱を記入、エネルギー使用量から差し引くことで原単位の改善が可能となる。（未利用熱に関する覚書添付必要）

⑤ ■ は**連携省エネルギー記入欄**、連携省エネルギー計画が認定された場合に記入することで、連携による原単位の改善が可能となる。なお、**認定されてない場合は記入不要。**

特定－第２表 事業者のエネルギーの使用量等
１　エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類		単位	2022年度 ① 使用量 数値	使用量 熱量GJ ②	販売した副生エネルギーの量 数値	販売した副生エネルギーの量 熱量GJ ③	購入した未利用熱の量 数値	購入した未利用熱の量 熱量GJ ④	換算係数 数値	換算係数 単位	連携省エネを加味した使用量 数値 ⑤	連携省エネを加味した使用量 熱量GJ
燃料及び熱	原油（コンデンセートを除く。）	kl										
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kl										
	揮発油	kl										
	ナフサ	kl										
	灯油	kl										
	軽油	kl										
	A重油	kl	243	9,501								
	B・C重油	kl										
	石油アスファルト	t										
	石油コークス	t										
	石油ガス 液化石油ガス（LPG）	t	21	1,067								
	石油ガス 石油系炭化水素ガス	千m^3										

定期報告書の書き方と記入例（特定-第2表 ）②

① その他の燃料には「記載されているエネルギー種別以外の燃料」、または推計により「エネルギー種類の特定できないエネルギー」を記入。

② 都市ガスは「その他燃料　都市ガス」に記入。

・都市ガスの発熱量は地域により相違することから、供給を受けている都市ガス供給事業者に熱量への換算係数（MJ/m3)を確認する。・・・確認できない場合は『定期報告書記入要領』巻末の別添資料4参照

③ 「産業用蒸気」には、外部の製造業に該当する工場から供給された蒸気量を記入。また、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」には、熱供給事業者などの外部から受け入れた熱量（取引メーター値）を記入。

④ 他社の未利用熱を、購入して使用した場合は「使用量」と「購入した未利用熱の量」の両方に記入。

⑤ 使用量、販売した副生エネルギーの量、熱量GJ、合計GJ、原油換算量は、原則小数点第1位を四捨五入して整数を記入。

⑥ 対前年度比は、百分率（%）で計算し、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入。

その他の燃料	転炉ガス	千m^3			
	都市ガス	千m3	5,807	261,315	
	都市ガス(LPG)	千m3			
	産業用蒸気	GJ	601	613	
	産業用以外の蒸気	GJ			
	温水	GJ			
	冷水	GJ			
	小計	GJ		273,212	
電気	電気事業者 昼間買電	千kWh	41,030	409,069	
	電気事業者 夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	千kWh	(24,500)	244,265	
	電気事業者 夜間買電	千kWh	13,339	123,786	
	その他 上記以外の買電	千kWh	486	4,743	
	その他 自家発電	千kWh	713		
	小計	千kWh	55,569	537,598	
合 計GJ				810,810	
原油換算kl				20,919	
前年度原油換算kl				22,622	
対前年度比(%)				92.5	

都市ガス熱量は13A標準の場合、発熱量（換算係数）45MJ/m3で算定

購入した未利用熱がある場合

備考　「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「（ ）」としている。　「電気」の「小計」で重複計上をしないこと。

定期報告書の書き方と記入例（特定-第2表 ）③

① 電気事業者の欄は、一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し及び運用する電線路を用いて供給を受ける電気の量を記入。

② 省エネ法の昼夜間の買電量は、一般電気事業者の検針票等にある昼夜間の電気使用量とは異なるので注意
昼間の買電量は、検針票等の『力率測定用有効電力量』という欄がある場合、これが省エネ法の昼間買電に該当。夜間買電は、全使用電力量から力率測定用有効電力量を引いて算出。 区分できない場合は、すべて昼間買電として記入。

③ **「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」の電気使用量は、昼間買電量のうち夏期（7～9月）・冬期（12月～翌年3月）の電力量を記入。（一般的には7／12か月≒「昼間買電」の約60%）**
昼間買電の内数のため「（ ）」としている。
「電気」の「小計」に重複計上しないこと。

④ 自家発電した電気のうち、自らが使用した電気の量を記入。（燃料の方で熱量にカウントされているため熱量は記入しない）

⑤ 他社に販売した電気の量は、「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入、ただし、**化石燃料分に限る。**

昼間買電：**8時～22時**
夜間買電：**22時～翌8時**
・高圧電力等の季時別などの契約は、
昼間買電＝力率測定用有効電力量
夜間買電＝全使用電力量
－力率測定用有効電力量で計算
・従量電灯、低圧電力などの契約の場合では、力率測定用有効電力量が分からないため、すべて昼間買電として計算

転炉ガス			千m³					
その他の燃料	都市ガス		千m3	5,807	261,315			
	（都市ガス（LPG）		千m3					
産業用蒸気			GJ	601	613			
産業用以外の蒸気			GJ					
温水			GJ					
冷水			GJ					
小計			GJ		273,212			
① 電気	電気事業者	昼間買電 ②	千kWh	41,030	409,069			
		夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	千kWh	(24,500)	244,265	③		
		夜間買電	千kWh	13,339	123,786			
	その他	上記以外の買電	千kWh	486	4,743			
		自家発電 ④	千kWh	713		319	3,113	⑤
	小計		千kWh	55,569	537,598			
合 計GJ					810,810		3113	
原油換算kl					20,910		80	
前年度原油換算kl					22,622			
対前年度比（%）					92.5			

備考 「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「（ ）」としている。 「電気」の「小計」で重複計上をしないこと。

電気需要平準化時間帯の買電量（①）

電気需要平準化時間帯の買電量を自ら計測して把握できない場合

電力小売会社から提供される検針票の力率測定用有効電力量の値を報告

《電気ご使用量のお知らせ（実量制季時別）》

電気ご使用量のお知らせ

毎度ご利用いただきありがとうございます。

資源　太郎　　様

ご契約番号	ご契約種別
1000-00000000-1	業務用ＴＯＵ

ご契約電力
２９２ kW　力率 １００%

平成２３年 ３月分（ご使用期間 ２月１０日 ～ ３月 ９日 ご使用日数２８日）

今月検針日 ３月 10日
翌月検針日 ４月 12日

ご使用量 47,504 kWh

早収期限日 ３月 30日

	昼間 その他季	昼間 真季	昼間 ピーク	夜間	力測 有効	力測 無効
乗率×240						
今月指示数	1941.99	1432.00	0255.32	2652.00	3843.00	0001.00
前月指示数	1842.25	1432.00	0255.32	2553.81	3834.63	0001.00
ご使用量	23,938	0	0	23,566	35,609	0
メーター 番号	11					

本紙により料金を申し受けることはありません

燃料費調整単価

	1kWhにつき
当月分	X.XX円

ご参考

	日数	ご使用量(kWh)
前月	29	45,128
前年同月	28	42,753

中国電力株式会社　お問い合わせ先電話
本店　営業所　（カスタマーセンター）
検針員　〇〇　0120 - *** - ***

最大需要電力
指示数
乗率

過去11ヶ月の最大電力 ２９２ kW
（平成２２年 ８月）

裏面もご覧下さい。

昼間買電（8～22時の買電量）＝
力率測定用有効電力量：35,609kWh

夜間買電（22～翌8時の買電量）＝
全使用電力量－力率測定用有効電力量
＝47,504-35,609=11,895kWh

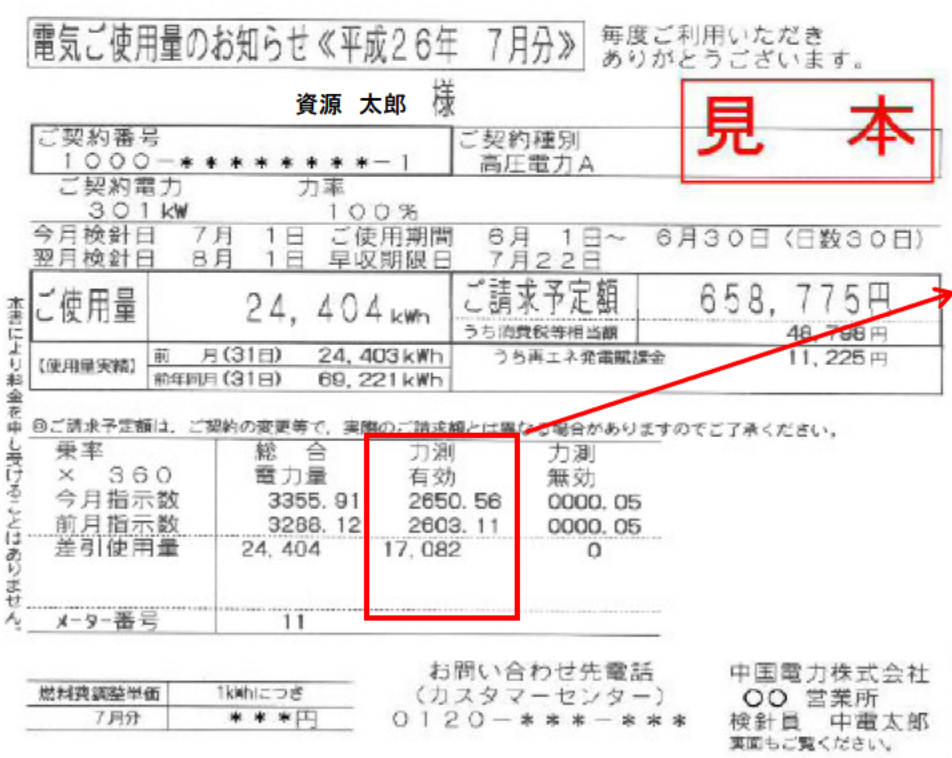
電気需要平準化時間帯の買電量を自ら計測しておらず、かつ電力小売会社から提供される検針票からは把握できない場合

特定－第2表（指定－第2表）の電気使用量において、昼間買電と夜間買電の区分ができない場合は、全て昼間買電とする。同様に夏期（7～9月）及び冬期（12月～翌年3月）の全ての昼夜間買電量を、電気需要平準化時間帯の買電量とする

電気需要平準化時間帯の買電量(②)

電気需要平準化時間帯の買電量を自ら計測して把握できない場合

契約種別:高圧電力Aの場合



電気ご使用量のお知らせ《平成26年 7月分》

毎度ご利用いただき ありがとうございます。

資源 太郎 様

見 本

ご契約番号	ご契約種別
１０００－＊＊＊＊＊＊＊＊－１	高圧電力Ａ

ご契約電力 ３０１kW　力率 １００％

今月検針日 7月 1日　ご使用期間 6月 1日～ 6月３０日（日数３０日）

翌月検針日 8月 1日　早収期限日 7月２２日

ご使用量	24,404 kWh	ご請求予定額	658,775円
		うち消費税等相当額	48,798円
【使用量実績】 前 月(31日)	24,403 kWh	うち再エネ発電賦課金	11,225円
【使用量実績】 前年同月(31日)	69,221 kWh		

本書により料金を申し受けることはありません。

◎ご請求予定額は、ご契約の変更等で、実際のご請求額とは異なる場合がありますのでご了承ください。

乗率 × ３６０	総合 電力量	力測 有効	力測 無効
今月指示数	3355.91	2650.56	0000.05
前月指示数	3288.12	2603.11	0000.05
差引使用量	24,404	17,082	0
メーター番号	11		

燃料費調整単価	1kWhにつき
7月分	＊＊＊円

お問い合わせ先電話（カスタマーセンター） ０１２０－＊＊＊－＊＊＊

中国電力株式会社 ○○ 営業所 検針員 中電太郎

裏面もご覧ください。

昼間買電(8～22時の買電量)＝
力率測定用有効電力量:17,082kWh

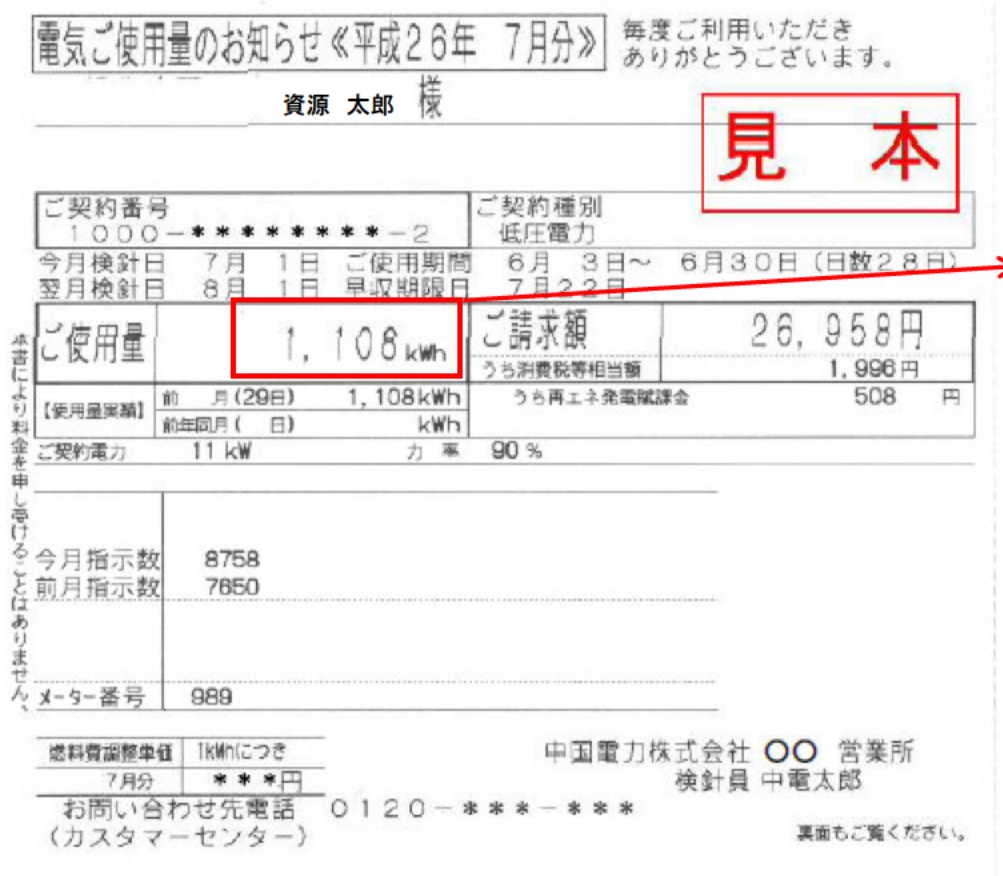
最大需要電力 ２９２kW
指示数 0.８１１
乗率 × ３６０

夜間買電(22～翌8時の買電量)＝
全使用電力量－力率測定用有効電力量
＝24,404-17,082=7,322kWh

電気需要平準化時間帯の買電量（③）

電気需要平準化時間帯の買電量を自ら計測して把握できない場合

契約種別：低圧電力の場合



電気ご使用量のお知らせ《平成26年 7月分》

毎度ご利用いただき ありがとうございます。

資源 太郎 様

見 本

ご契約番号	1000－＊＊＊＊＊＊＊＊－2
ご契約種別	低圧電力
今月検針日	7月 1日
翌月検針日	8月 1日
ご使用期間	6月 3日～ 6月30日（日数28日）
早収期限日	7月22日
ご使用量	1,108 kWh
ご請求額	26,958円
うち消費税等相当額	1,996円
【使用量実績】 前月(29日)	1,108kWh
前年同月(日)	kWh
うち再エネ発電賦課金	508 円
ご契約電力	11 kW
力率	90 %

本書により料金を申し受けることはありません。

今月指示数	8758
前月指示数	7650
メーター番号	989

燃料費調整単位	1kWhにつき
7月分	＊＊＊円

お問い合わせ先電話 0120－＊＊＊－＊＊＊
（カスタマーセンター）

中国電力株式会社 ○○ 営業所
検針員 中電太郎

裏面もご覧ください。

電気料金は
便利な口座振替で！

昼間買電と夜間買電の区分ができないため、全て昼間買電とする。

昼間買電＝ 1,108kWh

☆郵送でのお申込みは…
当社ホームページまたはお電話でご連絡ください。折り返しお申込み用紙をお送りいたします。
◎アドレスは裏面をご覧ください。
◎お電話は左記お問い合わせ先にご連絡ください。

中国電力株式会社 ○○ 営業所

定期報告書の書き方と記入例（ 特定-第3表 ）①

原単位計算式の説明

第3表1　エネルギーの使用に係わる原単位＝（A－B－B’）／E

第3表2　電気需要平準化評価原単位
＝（A＋A’（評価係数－1）－B－B’）／E

0.3

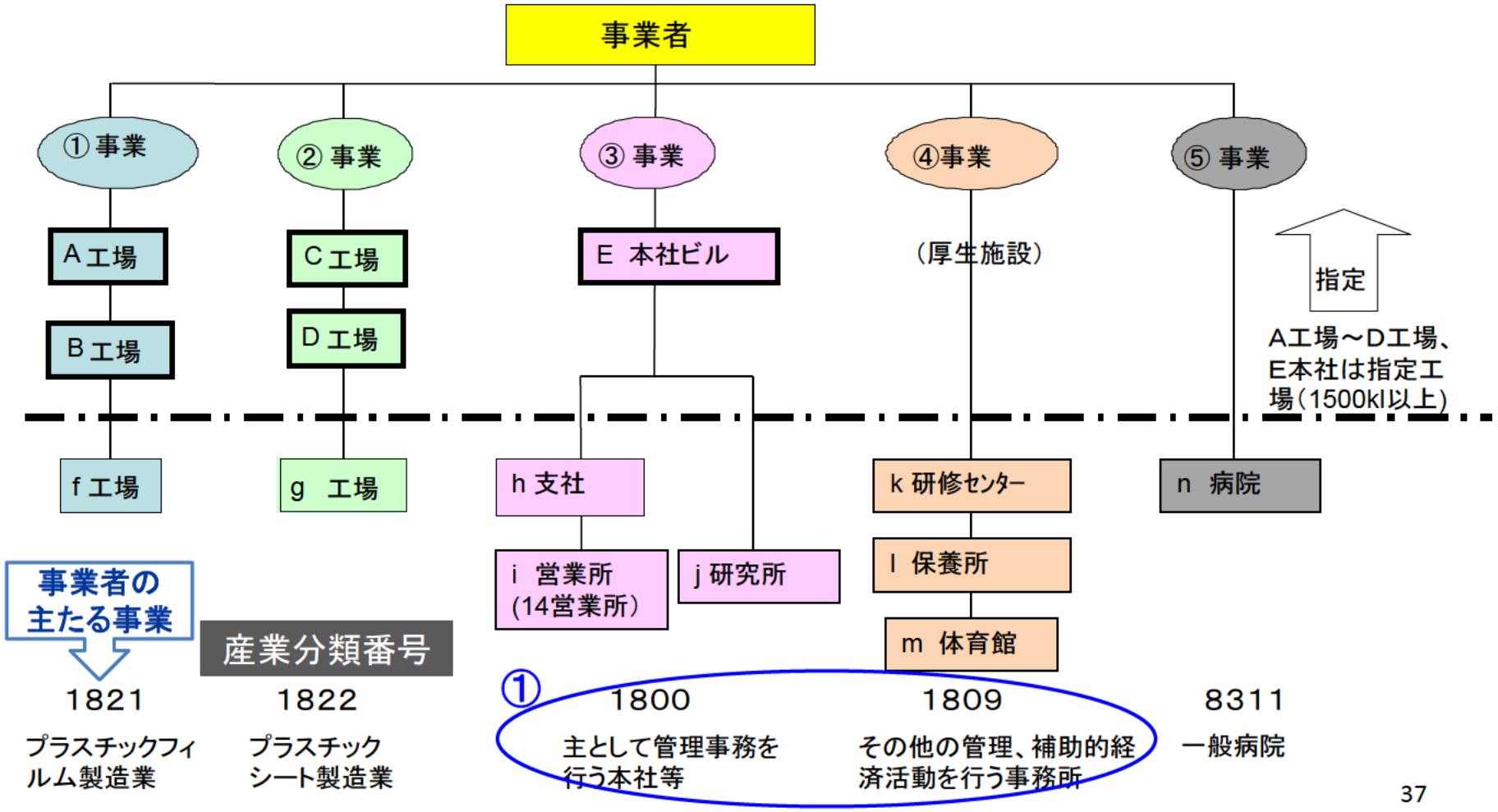
A＝ エネルギー使用量（燃料の使用量、他人から供給された熱及び電気の使用量）
B＝ 販売した副生エネルギーの量　　B’＝購入した未利用熱の量
E＝エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値
（例：生産数量、売上高、建物床面積、入場者数、外来者数、ベッド数×稼働率　等）
A’＝電気需要平準化時間帯の買電量（夏季（7月～9月）、冬季（12月～3月）の昼間の買電量)
評価係数＝1.3
※「A」、「A’」、「B」 、「B’」は原油換算kℓとして計算
　原油換算（kℓ）＝熱量（GJ）×0.0258（kℓ／GJ）

「電気需要平準化評価原単位」
電気需要平準化時間帯における電気使用量を削減した場合、これ以外の時間帯における削減よりも原単位の改善率への寄与が大きくなるよう、電気需要平準時間帯の電気使用量を1．3倍して算出するもの。これにより、電気需要平準化時間帯の電気使用量の変化に伴う原単位の変動が、エネルギー消費原単位に比べ大きく評価されることとなる。

定期報告書の書き方と記入例（ 特定-第3表 ）②

事業分類の考え方

① （例）プラスチック製品製造業の場合、本社ビル・営業所・研究所等の産業分類は「主として管理事務を行う本社等」に該当する。また、厚生施設（研修センター、保養所、体育館等）の産業分類は、「その他の管理、補助的経済活動を行う事務所」に該当する。



定期報告書の書き方と記入例（ 特定-第3表 ）③

日本標準産業分類の細分類コードの決め方

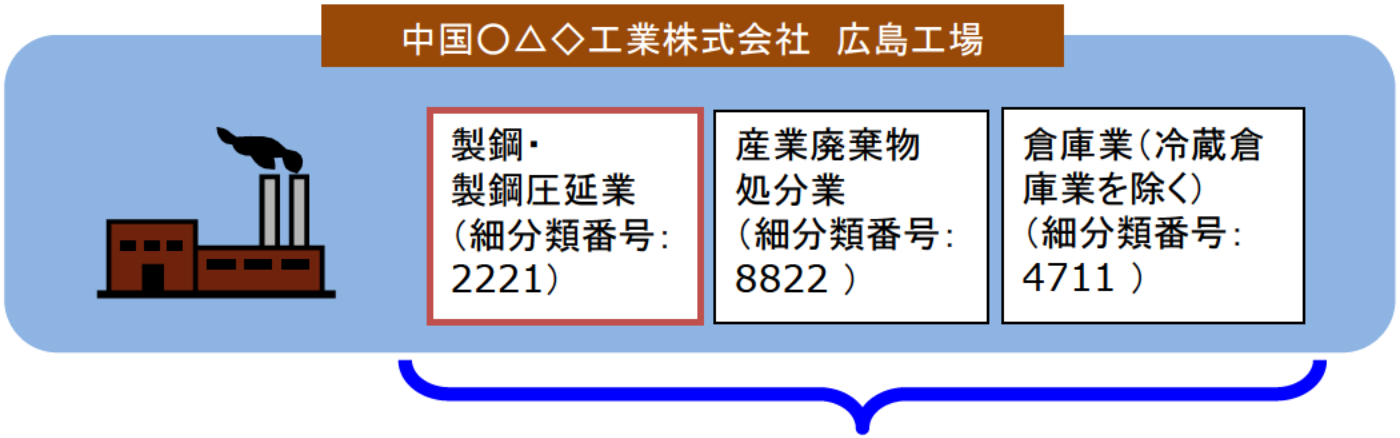
- 1つの工場や事業場で業種分類の異なる複数の事業を行っている場合には、日本標準産業分類（4桁コードの細分類）により主たる事業を選んで記入。

  ＜日本標準産業分類は、総務省統計局のホームページを参照して下さい。＞

  https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

- 主たる事業は、**主要な経済活動によって決定**する。この場合の主要な経済活動については、生産される財、取り扱われる商品又は提供されるサービスに帰属する**付加価値等によって決定。**

【中国〇△◇工業（株）の製鋼・製鋼圧延業を主に行っている広島工場の例】



広島工場では上記3つの事業を営んでいるが、製鋼・製鋼圧延業（2221）が最も付加価値額が高いため、この事業場の産業分類は2221となる。

定期報告書の書き方と記入例（ 特定-第3表 ）④

「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（E)」の設定例
　なお、原単位の計算結果が小さな値（例、0.001234）になる場合には、密接な関係を持つ値を桁上げ（例　㎡→千㎡　等)してください。

製造部門		業務部門	
重量	t （トン）	建物床面積	㎡
金額	円	面積×時間	㎡×時間
個数	個	体積（空調空間）	㎥
面積	㎡	面積×人数	㎡×人
生産量	本、枚、㎥等	人数	人

「エネルギー消費原単位（エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値）の考え方」資源エネルギー庁HPより

指定工場における細分類業種別の原単位分母の設定状況

細分類業種	業種名	延床面積	生産数量	生産重量	生産量	売上金額	生産金額	その他分母	総計
8311	一般病院	633				3		154	790
3113	自動車部分品・附属品製造業	4	95	50	11	108	56	460	784
5611	百貨店，総合スーパー	129						603	732
6911	貸事務所業	372						243	615
7511	旅館，ホテル	248				7		127	382
8161	大学	285						74	359
3631	下水道処理施設維持管理業							250	250
3311	発電所		12					207	219
8816	ごみ処分業	5			1			173	179
1652	医薬品製剤製造業	15	34	10	6	25	16	72	178
3611	上水道業		3	1				166	170
9731	行政機関	33						123	156
2899	その他の電子部品・デバイス等製造業	3	43	2		10	11	81	150
その他業種		772	2,077	966	763	356	380	4,509	9,823
総計		2,499	2,264	1,029	781	509	463	7,242	14,787

定期報告書の書き方と記入例（特定-第3表1-1 ）⑤

➢ 密接な関係をもつ値が一種類のみの場合 ＊原単位（エネルギー量／密接な関係をもつ値）等を計算し前年度と比較

特定－第３表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等　の記入について

生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値Ⓔ　について、以下のいずれに該当するか選択して下さい。

◉Ⓔのエネルギー使用量と密接な関係をもつ値の名称と単位が一種類のみ

○Ⓔのエネルギー使用量と密接な関係をもつ値の名称と単位が二種類以上ある

事業者全体としてのエネルギーの使用に係る原単位Ⓦを算出してください。

☆印 エクセル版ツールの場合

☆事業者全体の原単位算出の可否を選択**入力必要箇所が黄色**に塗りつぶされる。

1-1　エネルギーの使用に係る原単位等

番号	事業分類					事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の計算								
						エネルギーの使用量（原油換算ｋｌ） Ⓐ	販売した副生エネルギーの量（原油換算ｋｌ） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算ｋｌ） Ⓑ'	Ⓒ=Ⓐ-Ⓑ-Ⓑ'	Ⓒの構成割合（%） Ⓓ=Ⓒ/Ⓤ×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギー使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	エネルギーの使用に係る原単位 Ⓕ=Ⓒ/Ⓔ	エネルギーの使用に係る前年度の原単位 Ⓖ	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比（%） Ⓗ=Ⓕ/Ⓖ×100	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度（%） Ⓘ=Ⓓ×Ⓗ/100
1	工場等に係る事業の名称	婦人服小売業				5,000			5,000		（名称：　）（単位：　）		－	－	① －
	細分類番号	5	7	3	1										
2	工場等に係る事業の名称	カバン・袋物小売業				2,500			2,500		（名称：　）（単位：　）		－	－	② －
	細分類番号	5	7	9	1										
3	工場等に係る事業の名称	洋品雑貨・小間物小売業				500			500		（名称：　）（単位：　）		－	－	③ －
	細分類番号	5	7	9	3				Ⓤ		Ⓥ	Ⓦ	Ⓧ	Ⓨ	
事業者全体						Ⓢ（合計） 8,000	Ⓣ（合計）	Ⓣ'（合計）	Ⓤ（合計） 8,000	100%	Ⓥ 430 ③ （名称：売上高）（単位：百万円）	Ⓦ 1.860	Ⓧ 1.862 ②	Ⓨ=Ⓦ/Ⓧ ×100 99.9%	Ⓩ=①+②+③+…… －

特定2表から自動入力、番号別の合計との一致を確認

① 事業者全体のⓊ ／Ⓥにより「**エネルギー使用に係る原単位 Ⓦ** 」を算出

⇒（例）百万円売上げあたり1.86kl必要

② 原単位 Ⓧに前年度の値を記入(有効数字4桁)。対前年度比Ⓨは百分率（%）で計算し、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入。

⇒（例）前年の99.9%で若干改善

③ 密接な関係をもつ値は、原則最下位を四捨五入した有効数字4桁をもった数字で記入。

⇒（例）4,301百万円、102,500トン、33,740㎡

(参考)1－2 、2－2連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用に係る原単位等は、連携省エネルギーの認定を受けていない場合記入不要

定期報告書の書き方と記入例（特定-第3表 1-1）⑥

➢ 事業ごとに密接な関係をもつ値が二種類以上ある場合

☆エクセル版ツールの場合
『◉ Ⓔのエネルギー：：：二種類以上ある』をクリックして選択

① すべての工場・事業場を細分類番号（4桁）ごとに分類し、記入。

② 複数の工場・事業場における事業（分類番号）が同一であっても、密接な関係を持つ値Ⓔが異なる場合には事業分類を分けて記入。

③ エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値の記入は、補助単位として千又は百万を使用してもよい。原則、毎年度同一の単位を使用し、やむを得ず単位等を変更する場合には、その理由と新旧の（時系列）対比表を別紙に記入。（変更申出書：エネルギー管理統括者等からの提出必要）
・また、生産数量の換算を行った場合には、換算の考え方を別紙に記入。
・事業分類が4分類以上になる場合は、行の追加を行う。（エクセル版ツール等）

④ 前年度の定期報告書から原単位を記入。（原単位の有効数字は4桁）

上段：数値
中段：エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値の種類
下段：エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値の単位

特定－第３表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等及び電気需要平準化評価原単位等
１－１　エネルギーの使用に係る原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の計算									
			エネルギーの使用量（原油換算kl）（Ⓐ-1）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl）Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl）Ⓑ’	（Ⓒ-1）＝（Ⓐ-1）-Ⓑ-Ⓑ’	（Ⓒ-1）の構成割合（%）（Ⓓ-1）（Ⓒ-1）/（Ⓐ-1）×100 ②	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	エネルギーの使用に係る原単位（Ⓕ-1）＝（Ⓒ-1）/Ⓔ Ⓕ	エネルギーの使用に係る前年度の原単位 Ⓖ ④	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比（%）（Ⓗ-1）＝（Ⓟ-1）/（Ⓖ-1）×100 Ⓗ	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度（%）（Ⓘ-1）＝（Ⓓ-1）×（Ⓗ-1）/100 Ⓘ
①	1 工場等に係る事業の名称	製鋼・製鋼圧延業	18,943			18,943	90.6	102,500（名称：粗鋼量）（単位：10トン）	0.1848	0.1850	99.9	（①-1） 90.5
	細分類番号	2 2 2 1										
	2 工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等	1,854			1,854	8.9	33,000（名称：延床面積（単位：㎡）	0.05618	0.06010	93.5	（②-1） 8.3
	細分類番号	2 2 0 0										
	3 工場等に係る事業の名称	その他の管理補助的経済活動を行う事務所	122			122	0.6	2,001（名称：延床面積（単位：㎡）	0.06097	0.06503	93.8	（③-1） 0.6
	細分類番号	2 2 0 9										
	事業者全体		（Ⓢ-1）（合計） 20,919	Ⓣ（合計）	Ⓣ’（合計）	（Ⓤ-1）（合計） 20,919	100	Ⓥ（名称：　）（単位：　）	（Ⓦ-1）	（Ⓧ-1）	（Ⓨ-1）＝（Ⓦ-1）/（Ⓧ-1）×100	
											（Ⓩ-1）＝（①-1）+（②-1）+… 99.4 Ⓩ	

密接な関係を持つ値の種類が2種類以上あり、事業者全体の「エネルギーの使用に係わる原単位」Ⓦの算出が難しい場合は、ⒺⒻⒼⒽⒾⓏを記載。この場合はⓋⓌⓍⓎは記載不要

定期報告書の書き方と記入例（特定-第3表2-1）⑦

- 事業ごとに密接な関係をもつ値が二種類以上ある場合（電気需要平準化評価原単位等）
  - ＊事業者全体及び事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位等を記入

① 電気需要平準化時間帯の買電量（原油換算kℓ）Ⓐ′
＝事業分類別の電気需要平準化時間帯の買電量（千kwh）×9．97（GJ/千kwh）×0．0258（kℓ/GJ）

② 電気需要平準化評価原単位のエネルギー使用量Ⓒ′＝Ⓐ＋Ⓐ′×（評価係数－1）－Ⓑ－Ⓑ′

③ 寄与度Ⓘ′＝Ⓓ×Ⓗ′
寄与度Ⓘ′の和が事業者全体の対前年度比Ⓩ′となります。この場合、事業者全体の原単位はありません。

評価係数＝1．3

2-1 電気需要平準化評価原単位等

事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位等の計算

番号	事業分類	Ⓐ エネルギーの使用量（原油換算kl） Ⓐ	Ⓐ′ 電気需要平準化時間帯の買電量（原油換算kl） Ⓐ′ ①	Ⓑ 販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） Ⓑ	Ⓑ′ 購入した未利用熱の量（原油換算kl） Ⓑ′	Ⓒ′ Ⓒ′＝Ⓐ+Ⓐ′×（評価係数−1）−Ⓑ−Ⓑ′ ②	Ⓓ Ⓒの構成割合（%） Ⓓ（特定第3表1のⒹと同じ値）	Ⓔ 生産数量又は建物延床面積その他のエネルギー使用量と密接な関係をもつ値	Ⓕ′ 電気需要平準化評価原単位 Ⓕ′＝Ⓒ′/Ⓔ	Ⓖ′ 前年度の電気需要平準化評価原単位 Ⓖ′	Ⓗ′ 電気需要平準化評価原単位の対前年度比（%） Ⓗ′＝Ⓕ′/Ⓖ′×100	Ⓘ′ 電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度（%） Ⓘ′＝Ⓓ×Ⓗ′/100 ③
1	工場等に係る事業の名称：製鋼・製鋼圧延業 細分類番号：2221	18,943	5,670			20,644	90.6	102,500 （名称：粗鋼量） （単位：10トン）	0.2014	0.2016	99.9	①′ 90.5
2	工場等に係る事業の名称：主として管理事務を行う本社等 細分類番号：2200	1,854	567			2,024	8.9	33,000 （名称：延床面積） （単位：㎡）	0.06133	0.06559	93.5	②′ 8.3
3	工場等に係る事業の名称：その他の管理補助的経済活動を行う事業所 細分類番号：2209	122	64			141	0.6	2,001 （名称：延床面積） （単位：㎡）	0.07046	0.07526	93.6	③′ 0.6
		Ⓢ（合計）	（合計）	Ⓣ（合計）	Ⓣ′（合計）	Ⓤ′（合計）		Ⓥ	Ⓦ′	Ⓧ′	Ⓨ′ =Ⓦ′/Ⓧ′×100	
	事業者全体	20,919	6,302			22,809	100%	（名称：） （単位：）			Ⓩ′ =①′+②′+③′+… 99.4 ③	

特定2表から自動入力、番号別の合計との一致を確認

定期報告書の書き方と記入例（特定-第4表）①

➢事業者の過去5年間のエネルギー使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況を記入

① 原単位（特定－第3表のⓌ又はⓌ′）、対前年度比（%）（特定－第3表のⓎ又はⓎ′）を記入
当該年度の値が最右欄となるように記入。
●2020年度以前の欄は前年度の定期報告書の特定第4表から記入年度を合わせ転記

② 事業者全体の原単位を算出が困難な場合は対前年度比のみ記入。

③ 5年度間平均原単位変化は、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値を4乗根し、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入。

5年度間平均原単位変化＝（ Ⓙ × Ⓚ × Ⓛ × Ⓜ ）$^{1/4}$（%）。

【事業者全体の原単位の算出が可能な場合】

年度表記が西暦に統一されています

1 エネルギーの使用に係る原単位

	2018年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022年度	5年度間平均原単位変化
エネルギーの使用に係る原単位	3.244	3.247	2.906	2.819	2.796	
対前年度比（%）①		Ⓙ 100.1	Ⓚ 89.5	Ⓛ 97.0	Ⓜ 99.2	96.4 ③

【事業者全体の原単位の算出が困難な場合】

1 エネルギーの使用に係る原単位

	2018年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022年度	5年度間平均原単位変化
エネルギーの使用に係る原単位	事業者全体の原単位はないため空白のまま					
対前年度比（%）②		Ⓙ100.1	Ⓚ 89.5	Ⓛ 97.0	Ⓜ 99.2	96.4 ③

定期報告書の書き方と記入例（特定-第4表）②

【過年度データがそろわない場合】

① 直近5年度間の対前年度比の欄が満たされていない場合は「5年度間平均原単位変化」の欄は記入不要。

2　電気需要平準化評価原単位

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	5年度間 平均原単位変化
電気需要平準化評価原単位		1.234	1.203	1.198	1.196	
対前年度比（%）		Ⓙ'	Ⓚ' 97.5	Ⓛ' 99.6	Ⓜ' 99.8	① -

ツールでの過年度の原単位等入力について

□ アプリツールの場合
「特定第4表」「その他の情報入力」から原単位及び対前年度比（自動計算も可）入力

☆ エクセルツールの場合
・事業者全体の原単位が算出可能を選択の場合（特定第3表　行No5の「○」選択）
「入力・計算補助」シート行No18,26　に原単位のみ入力（対前年度比は自動計算）
・事業者全体の原単位が算出困難を選択の場合（特定第3表　行No7の「○」選択）
「特定第4表」へ対前年度比を直接入力

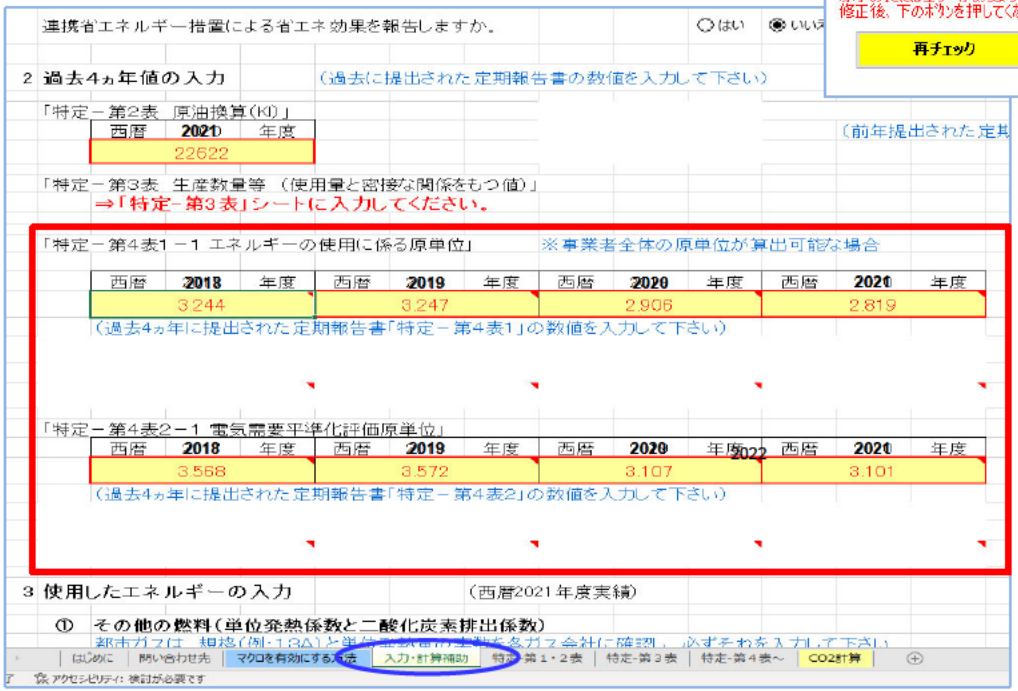
◎前年度報告書と当年度報告書の原単位と微妙に違っているもの、入力年度がずれているものが見受けられます。確実に転記願います。

定期報告書の書き方と記入例（特定-第4表）③

□アプリ版　過年度原単位入力

過年度原単位を入力、対前年度比は「対前年度比自動計算」をクリック。
事業者全体の原単位がない場合は対前年度比のみ入力
なお、前年度データがない場合は「提出初年度のため・・・」をクリック
「入力を保存」をクリック





☆エクセル版　過年度原単位入力

過年度原単位を入力
事業者全体の原単位がない場合は空白のまま
（特定4表の欄に対前年度比のみ入力）
連携省エネルギーの認定を受けていない場合は4表1-2,2-2の記入は不要

定期報告書の書き方と記入例（特定-第5表）①

➢過去5年度間の原単位が年平均1%以上改善できなかった場合、事業者の報告対象年度の原単位が前年度に比べ改善できなった場合にその理由を記入。

①過去5年度間のエネルギーの使用に係わる原単位又は電気需要平準化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（第4表の5年度間平均原単位変化が**99．0%を超えた**場合）は、その理由を（イ）又は（ハ）に具体的に記入。

②前年度に比べエネルギーの使用に係わる原単位又は電気需要平準化評価原単位が改善できなかった場合（特定－第4表の対前年度比 Ⓜ又はⓂ′ が**100．0%以上**）は、その理由を（ロ）又は（ニ）に具体的に記入。

③改善できなかった理由に外的要因を含む場合は、できるだけ関連性を明確にし、定量的に分析し、簡潔にまとめて記入。

1　事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）又は事業者のエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

①

（イ）の理由

a.2019年度より主力事業の一つである○○事業から撤退し、新たに高機能素材の製造・販売を開始した。そのため、密接な値となる販売金額は5年度平均111．3%（＋11．3%）と増となったが、高機能素材製造によりエネルギー使用量は5年度平均138．7%（＋38．7%）と大幅増となり、原単位年平均1%以上は改善できなかった。業態変化によるものであるが、至近2年度間の推移を見ると、高機能素材製造ラインの省エネルギー取組により、全社のエネルギー使用量も○○klから□□kl（▲○%）と減少している。

b.2019年度より、製品の高品質化要求があり、仕様変更が生じ△△工程が追加となった。このため、生産単位重量当たりのエネルギー使用量が、＋○%の増（○○kl/t→□□kl/t）となり、この製品が当社総生産量に占める割合も増となったため、密接な値の生産量は大きな変動はないが、5年度平均の原単位年平均1%以上は改善できなかった。業態変化によるものであるが、至近2年度間の推移を見ると、省エネルギーへの取組により、全社のエネルギー使用量も○○klから□□kl（▲○%）と減少している。

②

（ロ）の理由

a.2022年度にA事業所の照明の蛍光灯520灯をLED照明に取替を実施し、全社エネルギー使用量を○%低減させたが、6月から9月にかけて前年に比べ平均気温が高く推移（○○気象台データ6月＋0．2℃、7月＋0．25℃、8月＋0．3℃、9月＋0．3℃）したため、全社の原単位は対前年度比3%の悪化となった。

b.2022年度から、入院患者への熱中症対策を十分とることとの○○からの指導を受け、各病室内温度・湿度設定を従来の○℃から○℃（○%から○%）に設定を変更したことにより、エネルギー使用量が増加し、対前年度比■%と悪化した。外的要因と考える。今後は、運用の適正化を図ることにより、省エネルギーへの取り組みを進めて行く。

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

定期報告書の書き方と記入例（特定-第5表）②

原単位が5年度間平均年1%以上改善、前年度に比べ改善できなった場合の理由等の事例

- 製品価格の低下、付加価値生産額の減少、出荷・販売金額の減少
- 生産抑制、減産対策（生産重量、生産個数等の減少）
- 生産設備の故障、トラブル
- 生産設備の劣化、効率の低下
- 生産構成の変動　（工場間の生産品目移転、分社化、外注化、海外移転、自社製造化等)
- 原材料等の構成の変動
- 市場ニーズ対応（小ロット多品種化、高級化、高付加価値化等）
- 環境対策（公害防止、地球環境対策、作業環境対策等）
- 生産性向上対策（自動化、ロボット化、生産能率向上対策等）
- 資源保護対策（原材料の再使用、再利用等）
- 生産空調（クリーンルーム、恒温室等）の増強
- 気候異変（猛暑、厳寒、渇水等）
- 試運転、試作品等の増加
- 燃料等の構成の変動（燃料転換、廃棄物燃料割合の増減、再生エネルギー割合の減等）
- 運転時間の変動
- 蓄電地システムの導入
- エネルギー種転換（熱⇔電気）　など

➢外的要因とは、生産数量の減少、販売単価低下による販売金額の減少、高付加価値化製品製造のための生産工程増大、業種・業態の変更、工程の変更、気象変動（気温・降雨量など）等、エネルギー使用合理化努力と直接関係ない要因をいう。

定期報告書の書き方と記入例（特定-第6表）①

➢事業者の行う事業に関連するベンチマーク指標がある場合には、『ベンチマーク指標の状況』を記入

事業者が判断基準の「別表第5　**ベンチマーク**指標及び中長期的に目指すべき水準」に定める**ベンチマーク対象事業の原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上である事業者のみ記入。**

該当しない場合は欄全体に斜線

① 事業の区分、対象となる事業の名称、対象エネルギー使用量を記入。
（特定－第3表記載の事業名とは異なる場合がある）
複数事業を行っている場合は、該当する事業を全て記入。

② **報告対象年度（一番右側に記載）を含む過去5年間の事業において、算定したベンチマーク指標の実績値を記入。（2019年度以降にベンチマーク対象となった事業及び算定方法に変更のあった場合は、その報告が開始された年度以降の実績値を記載。）**

③ **昨年度（提出免除の事業者は直近）に提出した中長期計画書に記載した報告対象年度のベンチマーク指標の見込み数値を記載。計画書で見込みを記載していない場合（－）を記入（達成率も同様）。**

④ 達成率＝（【Ⓐ本報告対象年度の前年度ベンチマーク指標値】－【Ⓑ本報告対象年度のベンチマーク指標値】）
÷　（【Ⓐ】－【Ⓒ昨年度以前直近の中長期計画書に記載した本報告対象年度のベンチマーク指標見込み値】）

⑤ **目標値年度における目標値は、中長期計画書と同様に目標年度（2030年度）における見込みを記入し、見込みが未定の場合は（－）を記入。**

特定－第６表　ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称（セクター）	対象事業のエネルギー使用量（原油換算kl） ①	ベンチマーク指標の状況（単位） 2018年度	2019年度	2020年度 ②	2021年度	2022年度	ベンチマーク指標の見込み ③	達成率 ④	目標年度における目標値（単位） ⑤
3	セメント製造業	500,000	4,100 MJ/t	4,100 MJ/t	4,080 MJ/t	4,050 MJ/t Ⓐ	4,000 MJ/t Ⓑ	3,950 MJ/t Ⓒ	50%	3,739 MJ/t
6	ソーダ工業	200,000	3.30 GJ/t	3.25 GJ/t	3.25 GJ/t	3.20 GJ/t	3.20 GJ/t	3.10 GJ/t	0%	3.22 GJ/t

定期報告書の書き方と記入例（特定-第6表）②

➢ベンチマーク指標及び中長期に目指す水準には、『ベンチマーク指標の状況』を記入

令和4年度から「事業者の判断基準（告示）」に規定する一部の事業の区分、算定方法、目指す水準値が変更。（令和4年4月1日告示施行） ＊詳細は、中長期計画書記入要領参照。

＊令和5年度定期報告分から適用。なお、中長期計画書（令和5年度報告分）の指標見込みは、改定後で報告。

＜ベンチマーク指標及び中長期的に目指すべき水準（改定後）＞ 赤字：令和5年4月1日から運用開始

【区分】【ベンチマーク対象事業】	（目指すべき水準）
1A 高炉による鉄鋼業	0.531 kℓ/t以下
1B 電炉による普通鋼製造業	0.150 kℓ/t以下
1C 電炉による特殊鋼製造業	0.360 kℓ/t以下
2A 電力供給業	A指標1.00以上 B指標44.3%以上
2B 石炭火力電力供給業	**43.00%以上**
3 セメント製造業	3,739MJ/t以下
4A 洋紙製造業	
（再生可能エネ使用率72%以上：6,626MJ/t以下） （再生可能エネ使用率72%未満：算定式による）	
4B 板紙製造業	4,944MJ/t以下
5 石油精製業	0.876以下
6A 石油化学系基礎製品製造業	11.9GJ/t以下
6B ソーダ工業	**3.00GJ/t以下**

【区分】【ベンチマーク対象事業】	（目指すべき水準）
7A 通常コンビニエンスストア業	707kWh/百万円以下
7B 小型コンビニエンスストア業	308kWh/百万円以下
8 ホテル業	0.723以下
9 百貨店業	0.792以下
10 食料品スーパー業	0.799以下
11 ショッピングセンター業	0.0305kℓ/㎡以下
12 貸事務所業	1.0以下
13 大学	0.555以下
14 パチンコホール業	0.695以下
15 国家公務 （算定方法変更）	0.700以下
16 データセンター業	**1.4以下**
17 圧縮ガス・液化ガス製造業	
LNG冷熱利用事業者	**0.077kl/千Nm³以下**
その他の事業者	**0.157kl/千Nm³以下**

定期報告書の書き方と記入例（特定-第6表）③

次業種のベンチマーク指標計算エクセルシートが、資源エネルギー庁のホームページ　省エネポータルサイトから入手できます。

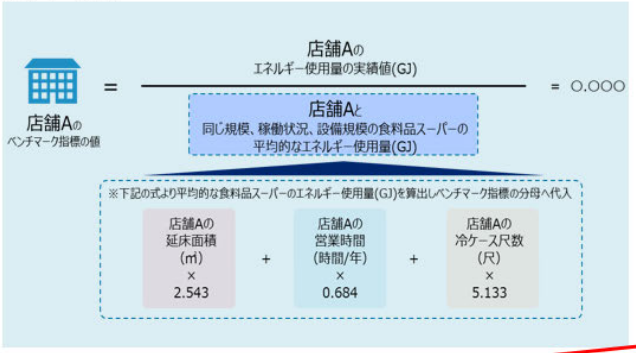
- ・電炉の普通鋼,特殊鋼製造業
- ・洋紙製造業
- ・板製造業
- ・ホテル業
- ・百貨店業
- ・食料品スーパー業
- ・ショッピングセンター業
- ・貸事務所業
- ・大学
- ・パチンコホール
- ・国家公務　他

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/index.html

特定－第6表
ベンチマーク指標の状況

区分	対象となる事業の名称（セクター）	ベンチマーク指標の状況（単位）	対象事業のエネルギー使用量（原油換算kl）
10	食料品スーパー業	0.945	1,277

●ベンチマーク指標



計算表の赤枠内を入力すると、ベンチマーク指標の状況と対象事業のエネルギー使用量が

エネルギー使用量の単位はGJ(ギガジュール)としてください。
換算値が分からない場合は、次シート(原油換算値計算表)

食料品スーパー業の例

●計算表

No.	対象となる食料品スーパー	ベンチマーク指標の分子		ベンチマーク指標の分母					ベンチマーク指標の計算値	加重平均用計算項
		項目	エネルギー使用量（実績値）	係数	2.543	0.684	5.133	エネルギー使用量（予測値）		
		単位	GJ	変数	延床面積	営業時間	冷ケース尺数	GJ		
				単位	㎡	時間／年	尺			
1	店舗A		9,500		1,500	5,000	1,000	12,368	0.768	7296
2	店舗B		25,000		3,000	8,760	2,000	23,887	1.047	26175
3	店舗C		15,000		2,000	6,000	1,500	16,890	0.888	13320
4								0		
5								0		
6								0		

定期報告書の書き方と記入例（特定-第7表）①

- **ベンチマーク対象事業を行っている場合のみ、記入。**
  ①-1判断基準のベンチマーク指標算出に当たり、根拠となる情報
  ①-2判断基準のベンチマークの状況に関し参考と なる情報（例：未達理由）などを記入する。

＊①-1:電炉による普通鋼・特殊鋼製造業、板紙製造業は、補正の根拠値及び算定式等を記入。また、洋紙製造業（4A）、貸事務所業（12）の報告事業者は算定方法等を記入（報告書の備考記載内容を参照）

＊①-2: 目指すべき水準と比較するなど分析し、未達の理由や当該事業者が抱えている事情等、参考となる情報を記入

特定一第7表
①-2判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

ベンチマークの対象事業所は、広島工場です。

基準ベンチマーク指標との差は、0.143-0.1850＝▲0.042となり、“0.042” の未達となった。

＜未達理由＞

未達分の“0.042”のうち、景気後退により工場の稼働率が80%に落ち込んだことによる影響が70%を占め、

残り30%の要因は、環境対策強化のため、電気集じん機を増強したことにより、固定電力量が増加した。

②-1 電力供給業のベンチ指標の算出に関して用いた発電方式ごとの「発電方式」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入

2 電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報 （電力供給業ベンチマーク対象事業者のみ記入）

発電方式	発電効率 （%）	火力発電量に占める発電量比率 （%）
石炭による火力発電		
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電		
石油その他の燃料による火力発電		

発電方式は発電設備に投入するエネルギー（非化石エネルギーを含む）のうち、割合が最も高い燃料（主燃料）により分類を判断

定期報告書の書き方と記入例（特定-第7表）②

②-2　副生物若しくはバイオマスを投入した発電設備又は熱電併給型動力発生装置について記入（該当設備についてすべて記入）

設備の名称	○○発電所1号機
燃料種ごとの基本情報 （①燃料種名、②年間使用量、 ③熱量構成比（%）、 ④原料原産国（バイオマスのみ記入））	①石炭、②200,000ｔ、③92%、④－ ①木材チップ、②40,000ｔ、③5%、④日本 ①パーム椰子殻、②10,000ｔ、③3%、④マレーシア
設備から得られた電気のエネルギー量（千kWh）	590,000
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）	0
設備に投入したエネルギー量（GJ）	5,600,000
設備に投入した副生物のエネルギー量（GJ）	0
設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）	460,000

備考　電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電設備のうち、副生物又はバイオマスを投入した発電設備については投入した副生物又はバイオマスのエネルギー量等、熱電併給型動力発生装置については熱として活用した量等を記入すること。

③　電力供給業のベンチマーク対象者同士で、ベンチマーク指標向上に向けた共同取り組みを実施している場合に、共同取り組みの内容、相手など記入

③ 電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して共同で実施した措置に関し、参考となる情報

定期報告書の書き方と記入例（特定-第8表）①

- 事業者としての『判断基準』の遵守状況を報告

特定－第８表　事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

Ⅰ　エネルギーの使用の合理化の基準	
Ⅰ－１　全ての事業者が取り組むべき事項	
（１）取組方針の策定 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。	□ 策定している □ 策定していない
取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含めること。	□ 全て含めている □ 大半含めている □ 一部含めている □ 含めていない
（２）管理体制の整備 設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。	□ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない （整備完了予定年　　年度）
（３）責任者等の配置等 (2)で整備された管理体制に「エネルギー管理統括者」、「エネルギー管理企画推進者」並びに「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」を配置すること。	□ 配置済み □ 一部配置している □ 配置していない
①エネルギー管理統括者の責務 ア．設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設、改造及び撤去並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	□ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない
イ．取組方針に従い、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対し取り組むべき業務を指示するなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。	□ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない
ウ．取組方針の遵守状況やエネルギー管理者及びエネルギー管理員からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと。	□ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない
エ．エネルギーの使用の合理化に資する人材（エネルギー管理者及びエネルギー管理員等）を育成すること。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない

取組方針関連項目：「策定していない」場合関連項目は「実施していない」を選択

実施していない場合は整備完了予定年を記入

定期報告書の書き方と記入例（特定-第8表）②

- 事業者としての『判断基準』の遵守状況を報告

②エネルギー管理企画推進者の責務 エネルギー管理統括者とエネルギー管理者及びエネルギー管理員の間の意思疎通の円滑化を図ること等によりエネルギー管理統括者の業務を補佐すること。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
③現場実務を管理する者の責務 ア．設置している工場等ごとにおけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	□ 全ての工場等で実施している □ 大半の工場等で実施している □ 一部の工場等で実施している □ 実施していない
イ．取組方針やエネルギー管理統括者からの指示等を踏まえ、エネルギーの使用の合理化に関する業務を確実に実施すること。	□ 全ての工場等で実施している □ 大半の工場等で実施している □ 一部の工場等で実施している □ 実施していない
ウ．ア．のエネルギー管理を踏まえた工場等のエネルギーの使用の合理化の状況に係る分析結果についてエネルギー管理統括者に対する報告を行うこと。	□ 全ての工場等で実施している □ 大半の工場等で実施している □ 一部の工場等で実施している □ 実施していない
（4）資金・人材の確保 エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
（5）従業員への周知・教育 設置している全ての工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
（6）取組方針の遵守状況の確認等 客観性を高めるため内部監査等の手法を活用することの必要性を検討し、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改善を行うこと。	□ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない
（7）取組方針の精査等 取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じ変更すること。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
（8）文書管理による状況把握 (1)取組方針の策定、(2)管理体制の整備、(3)責任者等の配置等、(6)取組方針の遵守状況の確認等及び(7)取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握すること。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない

定期報告書の書き方と記入例（特定-第8表）③

- 事業者としての『判断基準』の遵守状況を報告

Ⅰ－2	
1　工場等単位、設備単位での基本的実施事項	
（1）設備の運転効率化や生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの使用の合理化を図ること。	□ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない
（2）エネルギー管理に係る計量器等の整備を行うこと。	□ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない （整備予定年　　年度）
（3）エネルギー消費量の大きい設備の廃熱等の発生状況を、優先順位等をつけて把握・分析し課題を抽出すること。	□ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない
（4）既存の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の優先順位を整理すること。	□ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない
（5）エネルギーを消費する設備の選定、導入においては、エネルギー効率の高い機器を優先するとともに、その能力・容量に係る余裕度の最適化に努めること。	□ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない
（6）休日や非操業時等においては、操業の開始及び停止に伴うエネルギー損失等を考慮した上でエネルギー使用の最小化に努めること。	□ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない
Ⅱ　エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置	
ISO50001 の活用状況	□ 認証取得している □ 認証取得を検討している （取得予定年　　年度） □ 検討していない

「認証取得を検討している」場合は取得予定年度を記入

定期報告書の書き方と記入例（特定-第9表）①

- 当該年度に実施したエネルギーの使用の合理化・電気の需要の標準化に関する措置を記入。
  特定工場等のみで実施の場合には、当該工場の名称を記入

特定－第9表　その他事業者が実施した措置

1　エネルギーの使用の合理化に関する事項

措置の概要
1．省エネ推進責任者会議（6回/年）
2．省エネ事例発表会開催（2回/年）を実施。なお、特に省エネ効果の高い優秀事例3件については、社長表彰を実施した。
3．各工場で実施
（1）省エネパトロール：職場における生産設備・空調・照明等の維持管理状況の確認（2回/年）
（2）省エネ勉強会：省エネメンバーを対象として実施（2回/年）
（3）省エネ月間行事の開催（2月）

2　電気の需要の平準化に資する措置に関する事項

措置の概要
1．2021年にガスエンジン・コージェネレーション設備（〇〇kW）を導入。季節別時間帯別料金契約を締結しており、夏期のピーク時間帯において、夏期のピーク時間帯において発電を増出力させ、〇〇kWの削減を行った。
2．蓄電池（〇〇kW）を導入し、夜間に充電し、昼間の〇時～△時の時間帯に使用することで、前年度から昼間時間帯の電気使用量を〇〇kWh削減した。
3．排水処理施設の曝気槽のブロワーを24時間運転から昼間は可能な限り間欠運転敏夜間に連続運転する見直しを行った。
4．デマンド監視装置を導入し、設定値に近づいた場合には、空調等の負荷調整を行い、契約電力（〇〇kW→〇〇kW）を変更した。

定期報告書の書き方と記入例（特定-第9表）②

- **昨年度（提出免除の事業者は直近）に提出した中長期計画書のⅡの3(計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果）に記載した計画内容のうち、報告対象年度に実施することとされている内容を転記。**

  なお、中長期計画書に記載がないものについても記入可能。その場合、「中長期計画書記載の有無」は「無」と記載。

  ●工場、本社、営業所を含む全ての工場等が対象となる場合は、“全ての工場”等と記入。
  特定工場等のみで実施の場合には、当該工場の名称を記入。

- **「実施状況」では、各計画内容の実施状況を記載。なお、複数年度にわたって実施する場合は、報告対象年度に実施予定であった部分の実施状況を記載。**

  ○：予定通り実施　△：計画より小規模の投資、実施の遅延があったが実施

  ×：未実施　－：中長期計画書に記載なし

3　中長期計画書記載事項の実施状況

内容	中長期計画作成指針	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況
高効率変圧器へ更新	製造業1（5）	○○工場	有	○

定期報告書の書き方と記入例（特定-第9表）③

- 新設した発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ）を記入

3 新設した発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

設備の名称	○○火力発電所1号機
設備を設置した工場等の名称	○○発電所
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	年　月　日
設備容量（kW）	100，000
燃料種ごとの基本情報（①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマス燃料のみ記入））	①石炭　②200,000t　③92%　④ー ①木材チップ　②40,000t　③5%　④日本 ①パーム椰子殻　②10,000t　③3%　④マレーシア
設計効率（発電端・HHV）（%）	37.9　%（　41.3　%）
設備から得られる電気のエネルギー量（千kWh）	590，000
設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）	0
設備に投入するエネルギー量（GJ）	5，600，000
設備に投入する副生物のエネルギー量（GJ）	0
設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量（GJ）	460，000
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項	平成26年9月10日に△△株式会社と主要機器の仕様指定を含む契約を締結

新設時想定する項目を記入

新設時想定する定格の発電効率を記入
例）石炭専焼時（バイオマス混焼時）

発電効率の算出に用いた新設時に想定する年間の量を記入

定期報告書の書き方と記入例（特定-第9表）④

- **バイオマス混焼等を行う発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）**

（1）バイオマス燃料を混焼し、平成28年度以降に運転開始したもの（次に掲げるものを除く。）

（2）バイオマス燃料又は副生物を石炭と混焼し、平成31年度以降に発電専用設備の新設に当たっての措置の適用をうけるもの　⇒　（2）に該当する場合、月別燃料熱量構成比、実績効率のうち「4月」から「3月」の欄の記載は不要

4 バイオマス混焼等を行う発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

報告対象年度	2022　年度												
設備の名称	○○火力発電所3号機												
設備を設置した工場等の名称	○○火力発電所												
設備を設置した工場等の所在地	〒												
運転開始年月日	2016　年　4　月　15　日												
設備容量（kW）	250，000												
設計効率（発電端・HHV）（%）	37．3　%（　45．3　%）												
燃料種ごとの基本情報（①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマス燃料のみ記入））	①石炭　②556,000t　③82．3%　④ー ①木材チップ　②287,000t　③11．6%　④日本 ①パーム椰子殻　②59，500t　③6．2%　④マレーシア												
設備から得られた電気のエネルギー（千kWh）	1,800,000												
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）	0												
設備に投入したエネルギー量（GJ）	17,384,620												
設備に投入した副生物のエネルギー（GJ）	0												
設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量（GJ）	3,080,000												
月別バイオマス燃料熱量構成比（%）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績
	18.4	17.8	17 2	18 2	18.4	17 5	18.0	17.4	18.3	16.9	17.3	17.2	17.7
月別実績効率（発電端・HHV）（%）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績
	45.9	45.8	44.9	45.1	45.1	44.9	45.0	45.3	45.7	44.9	45.4	45.4	45.3
発電設備新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項													

定期報告書の書き方と記入例（特定-第10表）

➢事業者の設置するすべてのエネルギー管理指定工場等の所在地等を記入

① 設置するすべての工場・事業場のうち、『エネルギー管理指定工場等』の指定を受けている工場等をすべて記入。

② 使用量の変化等により指定区分の変更手続きが必要な場合（1種⇒2種、2種⇒1種）には、該当する工場の（指定区分の変更手続きが必要□）の欄に■又は☑印を付すこと。

●1種・2種の指定取消の場合は、変更手続きが必要にチェックするのでなく、別途「エネルギー管理指定工場等指定取消申出書」の提出が必要

③ **この表に記した工場等は、指定ー第1表～10表も提出が必要。**

④ 工場等の名称が変更となった場合は、「工場等の名称」の欄内に変更前名称を下段に追記、また、指定第1表「エネルギー管理指定工場等の名称」欄内にも変更前の名称を下段に追記。

特定－第１０表　事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分（指定区分に変更がある場合には、□を■とする）	エネルギー管理指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称
第一種（指定区分の変更手続きが必要□）	0000061	④ 広島工場 海田工場（変更前）	〒 730-0000 広島市〇〇	2	2	2	1	製鋼・製鋼圧延業
② 第二種（指定区分の変更手続きが必要■）	0000062	本社	〒 730-0000 広島県〇〇〇〇	2	2	0	0	主として管理事務を行う本社等

定期報告書の書き方と記入例（特定-第11表）

➢現状でエネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場・事業場であって、当該年度のエネルギー使用量が1500kℓ／年以上の工場等について記入。

① エネルギー管理指定工場等未指定の工場等でエネルギー使用量が1,500kℓ／年以上のすべてを記入。

アプリ版ツールで複数事業所をまとめてインプットした場合にも表示されることがあります。該当事業所（指定工場）でない場合、「その他の情報入力」「特定第11表」で削除する事業所□にチェックを入れてください。

特定－第１１表　現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等の一覧

	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kl）
①	広島第二工場	〒730-0000 広島県広島市〇〇	2	2	2	1	製鋼・製鋼圧延業	1,547
		〒						
		〒						

指定第1表～第10表の提出が必要

新規指定の手続きと指定後の対応

・新規指定工場（例：広島第二工場）については、定期報告書の提出後、当局からエネルギー管理指定工場等に指定する旨の通知が送付されます。

・指定後6ヶ月以内にエネルギー管理者又はエネルギー管理員を有資格者の中から選任していただくとともに、最初の7月末までに選任届を提出してください。

定期報告書の書き方と記入例（特定-第12表1）①

- 事業者全体及び事業分類ごとのエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を算定し記入。
  - 「温対法」に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」のホームページ上の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」を参照。

特定一第１２表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度：　2022　年度

1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類			の使用に伴って 二酸化炭素
特定事業者全体	主たる事業	製鋼・製鋼圧延業		
	細分類番号	2	2 2 1	
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣		
	商標又は商号等			53，146 t-C
	工場等に係る事業の名称	製鋼・製鋼圧延業		
	細分類番号	2	2 2 1	47，673 t-CO
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣		
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等		
	細分類番号	2	2 0 0	5，182 $t\text{-}CO_2$
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣		
3	工場等に係る事業の名称	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
	細分類番号	2	2 0 9	291 $t\text{-}CO_2$
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣		

日本標準分類に基づき、該当する細分類の名称、番号、所管大臣を記入

連携分は加味しない

特定連鎖化事業者の商標又は商号等を記入（殆どの事業者は、特定連鎖化事業者ではないため、空欄）

少数点以下切り捨て
事業者全体、事業分類毎、それぞれ別々に行う

定期報告書の書き方と記入例（特定-第12表 3）②

➢特定第12表の1に記入したすべての事業者は、調整後温室効果ガス排出量を記入。

（全事業者が記入対象です）

●エネルギー起源CO2以外の温室効果ガスの報告書がある場合は、これらのガスの排出量を含める。
国内認証排出削減量、海外認証排出削減量を保有し、当該年度の口座へ移転（償却）したものがあれば、その値を差し引くことができる。

3　事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	65，000 t-CO_2

備考　調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

調整後温室効果ガス排出量（tCO2）
＝①エネルギー起源CO2排出量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く）
　　・他人から供給された電気の使用量×調整後排出係数
　　・燃料及び熱の使用に伴う実排出量
＋②非エネルギー起源CO2（廃棄物原燃料使用に伴うものを除く）　┐ **温対法報告書より**
＋③CH4,N2O,HFC,PFC,SF6及びNF3の基礎排出量　┘
－④無効化した国内認証排出削減量・海外認証排出削減量　┐ **特定第12表6より**
＋⑤自ら創出した国内認証排出削減量のうち他者への移転量　┘
－⑥非化石電源二酸化炭素削減相当量（非化石証書の量×全国平均係数×補正率、但し、電気事業者から小売供給された電気使用の排出量を上限）

※②及び③については温対法報告義務対象者のみ算定に含める
※⑥は、非化石証書の量を証明するものを添付下さい。

定期報告書の書き方と記入例（特定-第12表 4の1、4の2）③

➢エネルギー起源CO_2排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴うCO_2排出量の算定に用いた係数を記入。

➢ 複数メニューを有する電気事業者の場合、選択メニューを確認。
調整後排出係数（特定12表4-2）が「0」等での契約は、水力等自然エネルギー等に特化した特約メニューです。

➢特約のメニュー別契約をしていない場合、メニュー○（残差）と書かれているものを選択。
（残差）の数値が公表されていない場合は、（参考）を選択。

例：○○(株)と電力契約を結んでいる場合
再エネ特約　⇒　○○㈱メニューA、B等
それ以外の契約　⇒　○○㈱メニューC（残差）
詳しいことは、各電力会社にお問合せください。

◎特約メニューでの契約をしていない場合は、アプリ版、エクセル版ツールで、メニュー○（残差）を選択ください。

4の1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.000601 t-CO2/kWh	北海道電力（株）メニューB(残差）の基礎排出係	北海道電力（株）管内の工場等
0.000476	東北電力（株）メニューC(残差）の基礎排出係数	東北電力（株）管内の工場等
0.00447	東京電力エネジーパートナー（株）メニューG(残差）排出係数	東京電力エネジーパートナー（株）管内の工場等
0.000406	中部電力（株）ミライズ㈱メニューB(残差）の基礎排出係数	中部電力（株）管内の工場等
0.000531	中国電力（株）メニューC(残差）の基礎排出係数	中国電力（株）管内の工場等

定期報告書の書き方と記入例（特定-第12表 4の1、4の2）④

- 電気事業者別排出係数の一覧は、
  環境省HP　温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で毎年公表
  https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc

- 作成支援ツールの使用により、電気事業者の選択で排出係数は自動的に入力。
  （毎年、電気事業者別排出係数は変わるので、支援ツールは毎年ダウンロード必要）

特定12表－1　電気にかかる排出係数
（基礎排出係数）
特定12表－4の1　に記載

電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)
－R3年度実績－　R5.1.24　環境省・経済産業省公表

○令和４年度の温室効果ガス排出量を算定する際に用いる係数です（報告は令和５年度）。
○基礎排出係数は基礎排出量の算定に、調整後排出係数は調整後排出量の算定に用います。
○令和３年度から小売供給を開始した電気事業者については、令和２年度実績とみなす排出係数となっています。
これらの電気事業者の令和3年度実績の排出係数（一部、令和2年度実績とみなすものを含む。）は、令和５年7月頃に更新予定です。
○令和４年度から小売供給を開始した電気事業者の事業者別排出係数は、令和5年7月頃に公表予定です。
○（参考値）は令和2年度実績の排出係数です。この排出係数は、メニュー別排出係数（残差を除く。）と合
○把握率とは、排出係数の算出に当たり、燃料使用量等の実則等をもって二酸化炭素排出量を算定した割合で
○把握できなかった理由は、把握率が100%でない事業者のみ記載しています。なお、特定の事業者名が記

注)(残差)はメニュー別係数を公表している電気事業者から電気の供給を受けている場合であって、供給を受

注)(参考値)は、メニュー別係数を公表している電気事業者についての令和２年度実績に基づくもので、原則
する電気の供給を受けているが、「メニュー別係数(残差)」が公表されていない場合には、この参考値を用いて

【小売電気事業者】

登録番号	電気事業者名	基礎排出係数 (t-CO_2/kWh)	調整後排出係数 (t-CO_2/kWh)		各事業者の把握率(%)	把握できなかった理由
A0001	(株)Ｆ－Ｐｏｗｅｒ	0.000472	メニューA	0.000000	100.00	
			メニューB	0.000000		
			メニューC(残差)	0.000505		
			(参考値)事業者全体	0.000481		
A0002	イーレックス(株)	0.000453※		0.000453※	－	
A0003	リエスパワー(株)	0.000368		0.000000	100.00	

特定12表－3　電気にかかる排出係数
（調整後排出係数）
特定12表－4の2　に記載

（注）
基本的には「小売電気事業者」を選択

「一般送配電事業者」は離島、最終保障供給等特殊なケースのみ

定期報告書の書き方と記入例（特定第12表6の1,2,3）⑤

- 第12表6：調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量（国内クレジット、オフセット・クレジット（J-VER）、グリーンエネルギーCO_2削減相当量、Jークレジット、JCMクレジット）を記入

6の1　調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

種　別		合計量	
1.	国内クレジット		t-CO2
2.	オフセット・クレジット(J-VER)		t-CO2
3.	グリーンエネルギーCO2削減相当量		t-CO2
4.	Jークレジット		t-CO2
5.	JCMクレジット		t-CO2
6.			t-CO2

6の2　国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別			国内クレジット		
クレジット特定番号等			無効化日又は移転日	無効化量又は移転量	
	～				t-CO2
	～				t-CO2
	～				t-CO2
	～				t-CO2
	～				t-CO2
	～				t-CO2
	～				t-CO2
	～				t-CO2
	～				t-CO2
	～				t-CO2
合　計　量					t-CO2

6の3　海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	グリーンエネルギーCO2削減相当量		
識別番号	無効化日	無効化量	
			t-CO2
			t-CO2
			t-CO2
			t-CO2
合　計　量			t-CO2

定期報告書の書き方と記入例（特定第12表6の4＆表7）⑥

- 第12表6の4：非化石証書の種別ごとに記載
  全ての非化石証書のの量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付

- 第12表7：権利利益の保護に係わる請求及び情報の提供の有無について記入

6の4　非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
FIT証書		0.000433	1.02	
FIT証書（再エネ指定あり）		0.000433	1.02	
FIT証書（再エネ指定なし）		0.000433	1.02	
	kWh	t-CO2/kWh		t-CO2

7　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 （該当するものに○をすること）	1.　有 ②.　無	その他の関連情報の提供の有無 （該当するものに○をすること）	1.　有 ②.　無

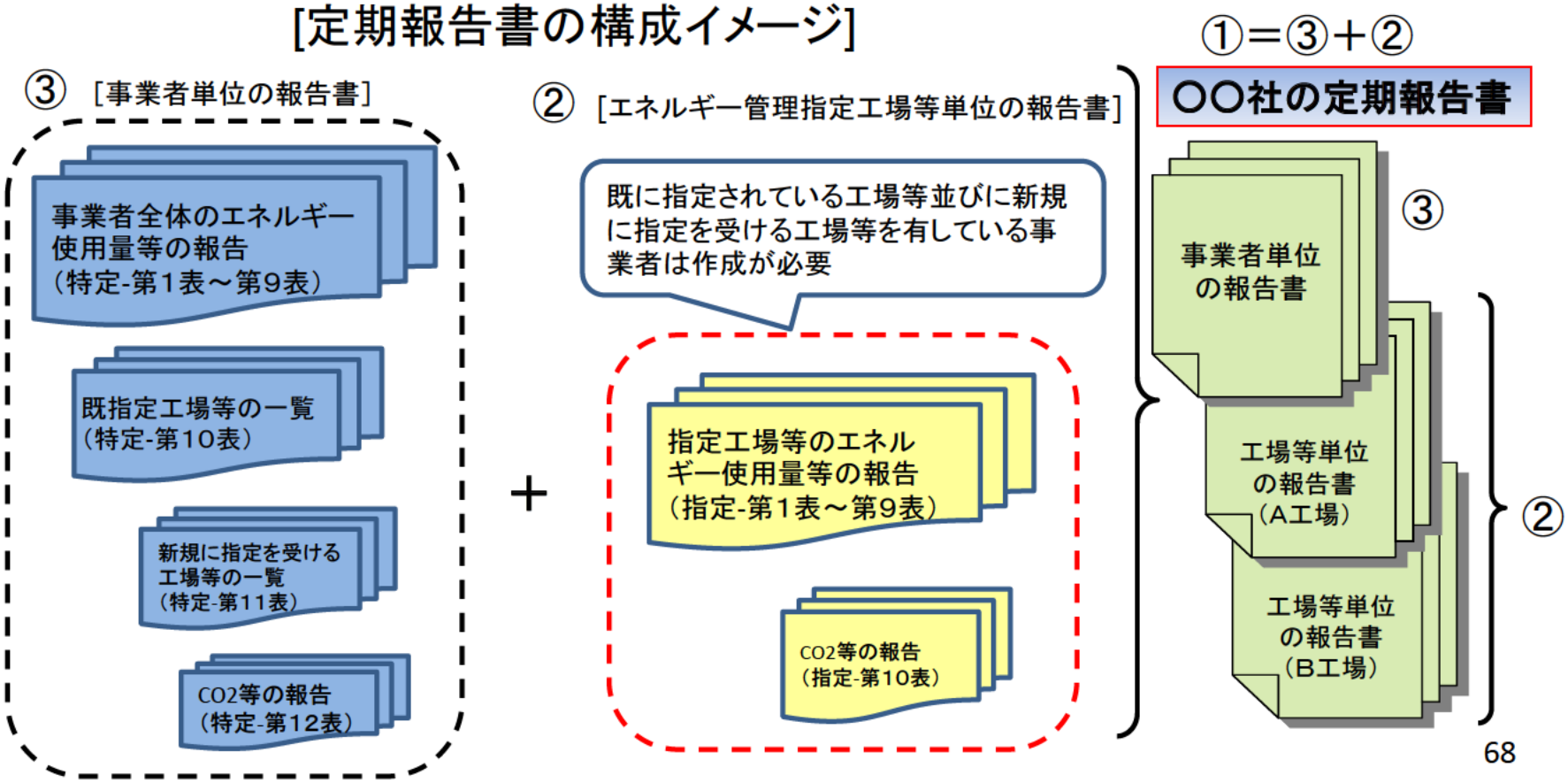
特定事業者又は特定連鎖化事業者の定期報告書中のエネルギー管理指定工場等の報告

① 既指定工場等及び新規に指定を受ける工場等を有している事業者は工場等ごとに指定－第1表～第10表の提出必要です。**（特定－第10表及び第11表のすべての工場が対象）**

② 指定－第1表～第10表については、エネルギー管理指定工場等毎に作成が必要

③ エネルギー管理指定工場等を有していない場合は、事業者単位の報告書（特定－第1表～第12表）のみの提出

[定期報告書の構成イメージ]



定期報告書の書き方と記入例（指定-第1表）

➢『エネルギー管理指定工場等』の指定を受けている工場等は、指定－第1表～第10表を添付
指定－第1表では、指定工場・事業場の名称、指定工場番号などを記入

① 管理指定工場等番号、名称、所在地、主たる事業・細分類番号、エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先等を記入
② エネルギー管理者を複数選任している場合は、代表者1名を記入（ツール及びエクセル使用の場合、複数の記載が可能）

（※）指定を受けていない工場等については指定工場番号、エネルギー管理者（員）の記載は不要

エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定－第１表　エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号	※※※※※61	（※）
エネルギー管理指定工場等の名称	□□株式会社　広島工場	
エネルギー管理指定工場等の所在地	〒 730-0000 広島県広島市西区〇〇〇〇	
主たる事業	製鋼・製鋼圧延業	
細分類番号	2 2 2 1	
エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先	職名　生産技術課　副長 氏名　省エネ　三郎 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号　01-2015–3-＊＊＊＊＊ 電話（082 － 224－ ××××） FAX（082 － 224－ ××××） メールアドレス shouene@meti.go.＊＊	（※）

☆ エクセルツール作成報告書のフッターに特定事業所番号と指定工場番号が印刷されます。
特定事業者番号が指定工場番号（特定と指定の番号が同じ）となっているものを見受けます。
修正は「STEP1（第1入力頁）」シートの行No10に特定事業者番号を入力

定期報告書の書き方と記入例（指定-第2表）

➢管理指定工場等のエネルギーの使用量、販売した副生エネルギーの量及び購入した未利用熱を記入

① 指定－第2表の記入方法は、特定－第2表とほぼ同一

② 電気事業者の欄は、一般送配電事業者等が維持し及び運用する電線路を介して供給を受ける電気の量を記入

③ 夏期・冬期における電気需要平準化時間帯の電気使用量は、電気事業者からの夏期（7～9月）・冬期（12月～翌年3月）の昼間買電量を記入

「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数のため「（ ）」としている。「電気」の「小計」に重複計上しないこと

④ 使用量、販売した副生エネルギーの量、購入し未利用熱の数値、熱量GJ、合計GJ、原油換算量は、原則小数点第1位を四捨五入して整数を記入

⑤ 対前年度比は、百分率（%）で計算し、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入

「その他の燃料」に記載する都市ガスは、地域により発熱量が相違することから、供給を受けている都市ガス供給事業者に熱量への換算係数（MJ/m3）を確認する。・・・確認できない場合：『定期報告書記入要領』巻末の別添資料4参照

使用した都市ガスの熱量換算係数を欄外に記入

指定－第2表　エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類		単位	2022 8 8 年度 使用量 数値	使用量 熱量GJ	販売した副生エネルギーの量 数値	販売した副生エネルギーの量 熱量GJ	購入した未利用熱の量 数値	購入した未利用熱の量 熱量GJ
燃料及び熱	原油（コンデンセートを除く。）	kl						
	原油のうちコンデンセート NGL）	kl						
	揮発油	kl						
	ナフサ	kl						
	灯油	kl	19	697				
	軽油	kl	1	19				
	A重油	kl	243	9,501				
	B・C重油	kl						
	石油アスファルト	t						
	石油コークス	t						
	石油ガス 液化石油ガス（LPG）	t	21	1,067				
	石油ガス 石油系炭化水素ガス	千m³						
	可燃性天然ガス 液化天然ガス（LNG）	t						
	可燃性天然ガス その他可燃性天然ガス	千m³						
	石炭 原料炭	t						
	石炭 一般炭	t						
	石炭 無煙炭	t						
	石炭コークス	t						
	コールタール	t						
	コークス炉ガス	千m³						
	高炉ガス	千m³						
	転炉ガス	千m³						
	その他の燃料 都市ガス	千m³	5,807	261,325				
	その他の燃料 （ ）							
	産業用蒸気	GJ	601	613				
	産業用以外の蒸気	GJ						
	温水	GJ						
	冷水	GJ						
	小計	GJ		273,212				
電気	電気事業者 昼間買電	千kWh	28,753	286,667				
	電気事業者 夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	千kWh	（17,289）	172,371				
	電気事業者 夜間買電	千kWh	11,817	109,662				
	その他 上記以外の買電	千kWh	486	4,743				
	その他 自家発電	千kWh						
	小計	千kWh	41,956	401,073				
合計GJ				674,2855				
原油換算kl				ⓐ 17,397		ⓑ		ⓑ'
前年度原油換算kl				18,808				
対前年度比 %）				92.5				

ガスグループ13A　　都市ガス換算係数〇〇MJ/m3

定期報告書の書き方と記入例（指定-第3表）

➢エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況を記入

①判断基準のⅠ（基準部分）「新設に当たっての措置」の設備、又はⅡ（目標部分）の設備、「中長期的な計画の作成のための指針」の設備、その他省エネに係わる設備を記入

●①以外の設備は、③に記入

※定期報告書記入要領P132～134の設備例を参照

②年間稼働日数と1日の平均稼働時間を記入

③原則として、各設備の年間のエネルギー消費量の総計が、当該工場の総エネルギー使用量の8割を網羅するように記入

＊該当する設備がそれぞれ30を超える場合は、設備群にまとめるなどして30以内とする

④新設や改造、撤去欄は、記入した設備等のうち、当該年度に新設等を実施した場合に記入

指定-第３表　エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設備の名称	設備の概要	稼働状況	新設、改造又は撤去の状況
使用の合理化に関する設備	高効率変圧器	5000kVA×1台	365日/年 24時間/日	令和2年5月更新
	高効率変圧器	200kVA×5台	365日/年 24時間/日	④
	高性能ﾎﾞｲﾗｰ	蒸発量10t/h	250日/年 15時間/日	
	空気ブロア ルーツ式 ①	8.5kW×4台	250日/年 10時間/日	②
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備 ③	変圧器	500kVA×3台 200kVA×4台	365日/年 24時間/日	
	機械加工設備	合計870kW（70台）	250日/年 10時間/日	
	電気乾燥炉	トンネル炉（75kW×4台）	365日/年 24時間/日	
	メッキ・塗装設備	合計　280　kW	250日/年 10時間/日	
	空気圧縮機	110kW×10台 55kW×　5台	250日/年 10時間/日	
	貫流ボイラー	2t/h×3台	250日/年 10時間/日	

定期報告書の書き方と記入例（指定-第4表 ）

➢指定－第4表は、管理指定工場のエネルギー使用量と密接な関係をもつ値（エネルギー原単位の分母となる値）を記入

① エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（原単位の分母の名称）と単位（分母の種類）を記入

単位を数式とする場合（例：千㎡・h）は、式を構成する内容（例：延べ床面積×営業時間）を記入

●原則、毎年度同一の単位を使用し、やむを得ない事情により単位（分母の種類）を変更する場合には、その理由と新旧単位による生産数量等の（時系列）対比表を記載

（変更申出書必要：エネルギー管理統括者等が作成したものを添付）

●生産数量の記入単位については、定期報告書記入要領の別添資料2，3を参照

② 原則、有効数字4桁で記入

③ 対前年度比は百分率（%）で計算し、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入

指定－第４表　エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

①	2022 年度	対前年度比（%）
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値　（名称：粗鋼量　）（単位：t）	© 72,530 ②	99.9 ③

□ アプリ版ツール対前年度比が表示されない場合（指定第5,6表も同様）
「指定第4表」「その他の情報入力」で前年度の生産数量等を入力願います。なお、新規指定等で前年度の値がない場合は、「提出初年度のため・・・」に☑します。

☆ エクセル版ツールで対前年度比が表示されない場合（指定第5,6表も同様）
「STEP1(第1入力頁)」行No26で前年度の生産数量等（使用と密接な関係をもつ値）の入力状況を確認願います。

定期報告書の書き方と記入例（指定-第5表）

➢指定－第5表は、管理指定工場のエネルギーの使用に係わる原単位及び電気需要平準化評価原単位を記入

① エネルギーの使用に係わる原単位 ＝ エネルギー使用量kℓ ／ 密接な関係をもつ値

②電気需要平準化評価原単位 ＝ （エネルギー使用量kℓ
＋ 夏期･冬期電気需要平準化時間帯買電量GJ × 0.0258 × 0.3）／ 密接な関係をもつ値

③ 電気需要平準化評価原単位の算定に使用するエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（原単位の分母）は、エネルギー使用量に係わる原単位の算定と同一

指定－第５表　エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位

１　エネルギーの使用に係る原単位

	2022 年度	対前年度比（%）
原単位 ＝ エネルギー使用量（原油換算kl）（指定-第２表ⓐ-ⓑ-ⓑ'） ／ 生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（指定－第４表ⓒ）	① 0.2400	92.6

２　電気需要平準化評価原単位

	2022 年度	対前年度比（%）
電気需要平準化評価原単位 ＝ 電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量（原油換算kl） ／ 生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（指定－第４表ⓒ）	② 0.2500	93.1

定期報告書の書き方と記入例（指定-第6表）

➢過去5年度間の管理指定工場のエネルギーの使用に係わる原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況を記入

① 直近5年度間の原単位及び対前年度比（%）を記入。最右欄が当該年度となるように記入

●直近5年度間の途中で報告義務が発生した場合には、報告を始めた年度の値から記入

●原単位については、原則、有効数字4桁で記入

② 5年度間平均原単位変化は、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値を4乗根し、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入。（5年度間データがない場合は算定不要）

$(ⓓ \times ⓔ \times ⓕ \times ⓖ)^{1/4}$ （%）

指定－第６表　過去５年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況

1　エネルギーの使用に係る原単位

①

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	５年度間平均原単位変化
エネルギーの使用に係る原単位	0.2764	0.2675	0.2635	0.2590	0.2400	②
対前年度比（%）		ⓓ 96.8	ⓔ 98.5	ⓕ 98.3	ⓖ 92.6	96.5

2　電気需要平準化評価原単位

①

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	５年度間平均原単位変化
電気需要平準化評価原単位	0.2867	0.2775	0.2721	0.2684	0.2500	②
対前年度比（%）		ⓓ' 96.8	ⓔ' 98.0	ⓕ' 98.6	ⓖ' 93.1	96.6

定期報告書の書き方と記入例（ 指定-第7表 ）

- （イ）過去5年度間のエネルギーの使用に係わる原単位及び（ハ）電気需要平準化評価原単位が年平均1％以上改善できなかった場合（**99．0%を超えた場合**）に記入
- （ロ）エネルギーの使用に係わる原単位及び（ニ）電気需要平準化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（**100．0%以上の場合**）に記入

指定－第７表　エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位が改善できなかった場合の理由

1　過去５年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均１％以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
生産が多品種小ロットとなり（2017/'18/'19=6種類/9種類/12種類）、加えて高品質化の要求から製造工程数が増加（〇〇工程において〇〇作業が追加）したため、1％以上の改善ができなかった。
（ロ）の理由
顧客先より、製品の高品質化の要求が有り、仕上げ工程数が増加したため、生産量ほ微増（対前年度比＋2%）であったが、エネルギー量の増が大きく（対前年度比（＋3.19%）となり、対前年度比が悪化した

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

2　過去５年度間の電気需要平準化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合（ハ）又は電気需要平準化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由
顧客先より、年間を通じて、製品の高品質化の要求が有り、仕上げ工程数が増加したため、対前年度比が悪化した

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

定期報告書の書き方と記入例（指定-第8表）①

➢指定-第8表は、指定工場等における『判断基準』の遵守状況を記入

『判断基準』は①専ら事務所と②工場に別々に設定されている。

<日本標準産業分類（総務省HP）>

①専ら事務所： G情報通信業、H運輸業・郵便業、I 卸売業・小売業、J金融業・保険業、K不動産業・物品賃貸業、L学術研究・専門・サービス業、M宿泊業・飲食 サービス業、N生活関連サービス業・娯楽業、O教育・学習支援業、P医療・福祉、Q複合サービス業、Rサービス業、S公務、T分類不能の産業等が該当

②工場： A農業・林業、B漁業、C鉱業・採石業・ 砂利採取業、D建設業、E製造業、F電気・ガス・ 熱供給・水道業等が該当。ただし、本分類におけ る「主として管理業務を行う本社」及び「その他 の管理、補助的に経済活動を行う事業所」に該当する場合は「専ら事務所」としてください

「専ら事務所」に該当するものの、エネルギーの使用実態に鑑み、②工場の判断基準を順守することが適当である場合（例：廃棄物処理業に該当する工場、製造ラインを有している研究所等）には、②工場の判断基準の順守状況を記入してください

①

指定-第８表　エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

（1．又は2．のいずれかに記入すること。）

1．工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況

（法第５条第１項第１号関係）

対象項目〈設備〉	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設に当たっての措置
(1) 空気調和設備、換気設備	空気調和設備、換気設備の管理	空気調和設備、換気設備に関する計測及び記録	空気調和設備、換気設備の保守及び点検	空気調和設備、換気設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済　（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済　（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済　（　　%） □ 未設定	□ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	

②

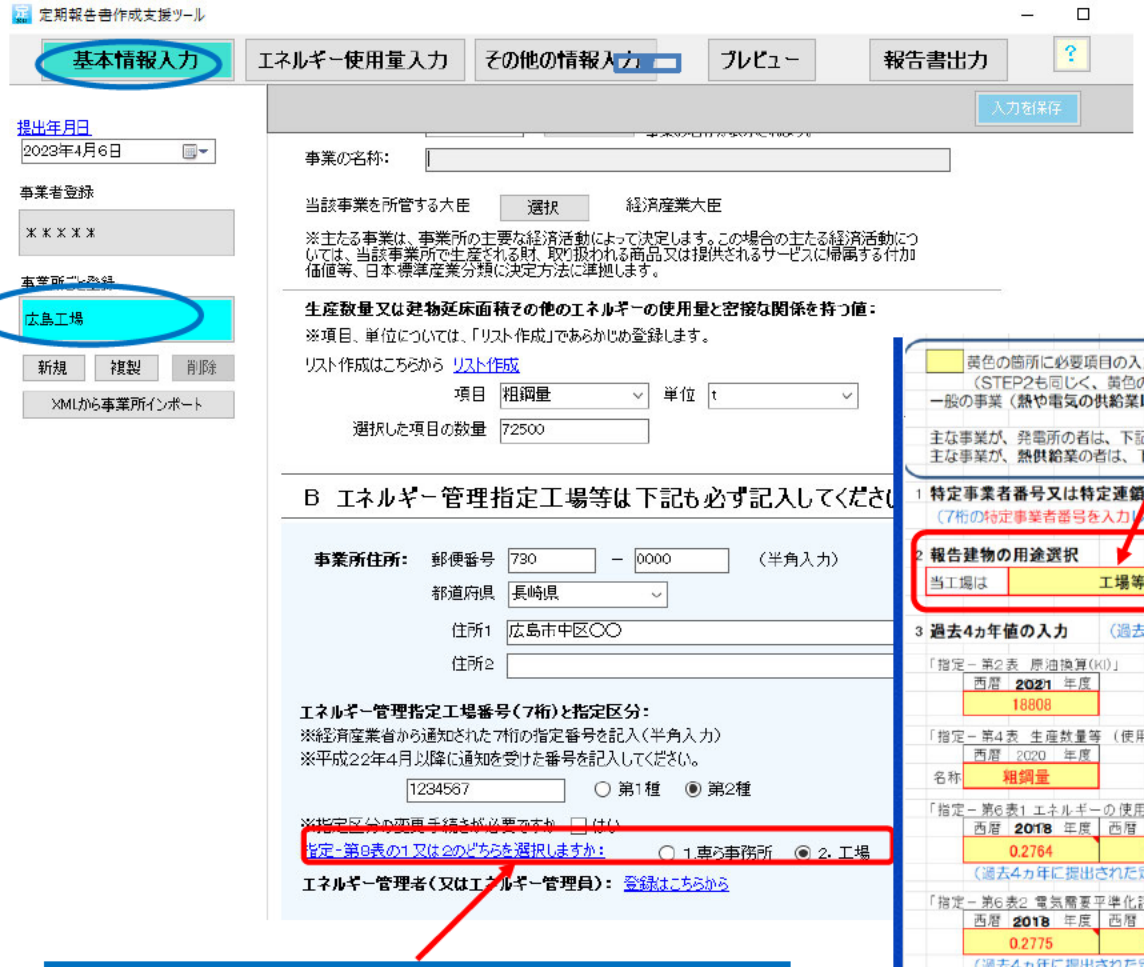
指定-第８表　エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

2．工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く工場等）における判断の基準の遵守状況

（法第５条第１項第２号関係）

対象項目〈設備〉	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設に当たっての措置
(1) 燃料の燃焼の合理化	燃料の燃焼の管理	燃料の燃焼に関する計測及び記録	燃焼設備の保守及び点検	燃焼設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済　（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済　（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済　（　　%） □ 未設定	□ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	

定期報告書の書き方と記入例（指定-第8表）②



☆エクセル版
「STEP1（第1入力頁）のシート
からプルダウンで選択



□ アプリ版
「基本情報入力」「例：広島工場」のシート
から指定第8表の工場を選択した状況

定期報告書の書き方と記入例（指定-第8表 ）③

➢工場の場合の記入例を示す。

① 項目ごとに設定状況を選択し、一部設定済の場合は概ね何%の進捗状況かを整数記入
② 自ら定めた管理標準がどの程度遵守されているか、その実施状況を選択

●管理標準の作成が、一部設定済（例）80%であれば、設定済80%の管理標準についての実施状況を答える。管理標準が未設定であれば、論理的な整合性から**実施していない**となる。

③ 当該年度に新設・更新がなければ「該当なし」に■か✔点を記入
④ 該当すると考えられる設備が、工場に設置されていない場合は、該当項目の欄に斜線を記入



指定－第８表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（１又は２のいずれかに記入すること。）

２－１　工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。~~工場等~~）における判断の基準の遵守状況（法第５条第１項第２号関係）

対象項目（設備）	運転の管理等	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たっての措置
（1） 燃料の燃焼の合理化	燃料の燃焼の管理	燃料の燃焼に関する計測及び記録	燃焼設備の保守及び点検	燃焼設備の新設・更新に当たっての措置
①	管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 ■ 一部設定済（ 80 %） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ■ 当該年度に設備を新設・更新していない
②	管理標準に定めている管理の状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	③
（2） 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化				
（2－1） 加熱設備等	加熱及び冷却並びに伝熱の管理	加熱等に関する計測及び記録	加熱等を行う設備の保守及び点検	加熱等を行う設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
④	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	

定期報告書の書き方と記入例（指定-第8表 ）④

- 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備の発電効率等の状況に関し、参考となる情報を「備考欄」を参考に記入（出力が1,000kW以上の発電専用設備又はコージェネレーション設備のみ記入）
- 発電設備出力が1,000kW以上の設備を記入。石炭火力電力供給業における石炭火力はベンチマークと同様に調整力稼働による補正値を加算することができる。

２－２　工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備の発電効率等の状況に関し、参考となる情報（出力が1,000kW以上の発電専用設備又はコージェネレーション設備のみ記入）

発電所の名称						
施設番号（設備の名称）						
型式						
出力（kW）						
設備の用途						
実績効率（%）						
設計効率（%）						
燃料種ごとの基本情報						
	燃料種					
	年間使用量（GJ）					
	熱量構成比（%）					
設備に投入する排熱エネルギーの有無						
設備から得られた電気のエネルギー量（千kWh）						
高効率化に向けた取組						
	設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）					
	設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）					
		バイオマスの種類				
	設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）					
	設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）					
	設備に投入した副生物・廃棄物のエネルギー量（GJ）					
		副生物・廃棄物の種類				
	その他設備の高効率化に向けた取組					
調整力稼働による補正値（%）						

定期報告書の書き方と記入例（指定-第9表 ）

- 当該年度に実施した管理指定工場等のエネルギーの使用の合理化・電気の需要の標準化に関する措置を記入

指定－第９表　その他実施した措置

1　エネルギーの使用の合理化に関する事項

措　置　の　概　要
1．省エネルギー推進員による生産設備・空調・照明等の維持管理状況の
省エネパトロールを実施（2回/年）
2．省エネルギー推進員を対象とした省エネ勉強会を実施（2回/年）
3．省エネ月間行事の開催（2月）

2　電気の需要の平準化に資する措置に関する事項

措　置　の　概　要
1．省エネルギー推進員を対象とした省エネ勉強会において、電力需要平準化
のテーマも併せて実施（2回/年）

定期報告書の書き方と記入例（指定-第10表 ）

- エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用に伴って発生するCO2の温室効果ガス算定排出量
  排出量の算定係数、権利利益の保護に係わる請求及び情報の提供の有無を記入

指定－第１０表　エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	43，274　t-CO_2

3　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.000561　t-CO_2/kWh	中国電力(株)メニューC(残差)の基礎排出係数	電気事業者からの買電に適用

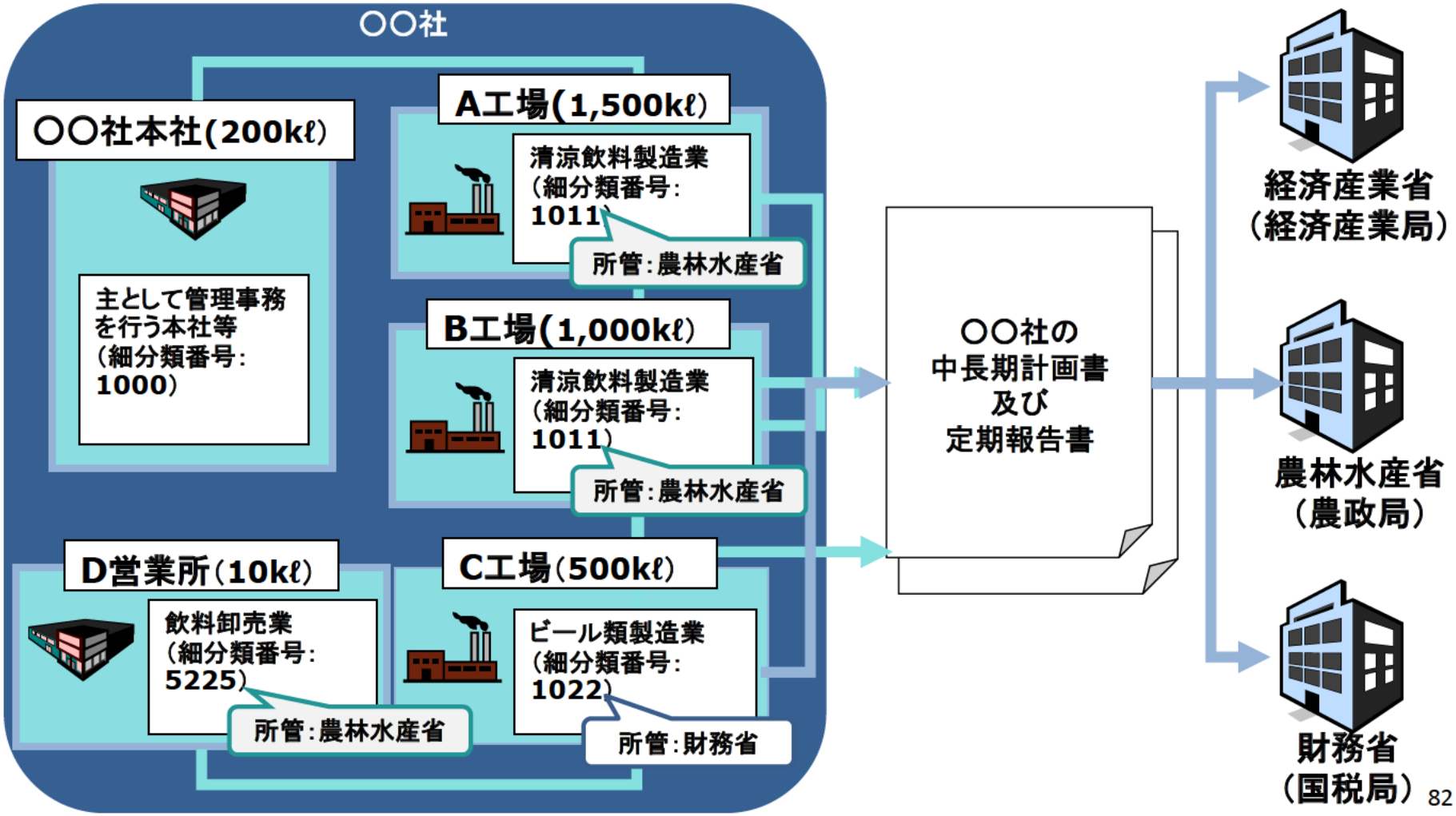
5　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無（該当するものに○をすること）	1．有 2．(無)	その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）	1．有 2．(無)

中長期計画書・定期報告書の提出先

- 定期報告書及び中長期計画書は、①事業者の主たる事務所（本社）所在地を管轄する経済産業局、及び②当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管省庁＊に提出

＊ 所管省庁については「***定期報告書記入要領***」P175～　参照



（参考）工場等判断基準について（ 指定-第8表関連）①

工場等判断基準の構成 【基準部分】

＜前段＞

Ⅰ－１　全ての事業者が取り組むべき事項：

事業者及び連鎖化事業者が工場等全体を俯瞰して取り組むべき事項として以下の(1)～(8)までの８項目を規定

(1) 取組方針（目標、設備の運用・新設・更新）の策定
(2) 管理体制の整備
(3) 責任者等の配置等
　① 責任者の責務
　② 責任者を補佐する者の責務
　③ 現場実務を管理する者の責務
(4) 省エネに必要な資金・人材の確保
(5) 従業員に対する取組方針の周知、省エネ教育の実施
(6) 取組方針の遵守状況を確認・評価・改善指示
(7) 取組方針及び遵守状況の評価手法の定期的な精査・変更
(8) 取組方針や管理体制等の文書管理による状況把握

Ⅰ－２　１　工場単位、設備単位での基本的実施事項：

(1) 生産性向上を通じたエネルギーの使用の合理化
(2) エネルギー管理に係る計量器等の整備
(3) エネルギー多消費設備の廃熱等の把握・分析等
(4) 既存設備の老朽化の状況の把握・分析等
(5) エネルギー効率の高い機器の導入と余裕度の最適化
(6) エネルギー使用の最小化

Ⅰ－２　２　エネルギー消費設備等に関する事項

２－１　事務所：主要な設備について、その管理、計測・記録、保守・点検、新設に当たっての措置の基準を規定

(1)空気調和設備、換気設備	(5)発電専用設備、コージェネレーション設備
(2)ボイラー設備、給湯設備	(6)事務用機器、民生用機器
(3)照明設備、昇降機、動力設備	(7)業務用機器
(4)受変電設備、BEMS	(8)その他

２－２　工場等：エネルギーの使用に係る各過程について、その管理、計測・記録、保守・点検、新設に当たっての措置の基準を規定

(1)燃料の燃焼の合理化	(4)熱の動力等への変換の合理化
(2)加熱及び冷却並びに伝熱の合理化	(5)放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止
(3)廃熱の回収利用	(6)電気の動力、熱等への変換の合理化

（参考）運転管理、計測・記録、保守・点検、新設にあたっての措置について（指定-第8表関連）②

Ⅰ-2 2 エネルギー消費設備等に関する事項
2-1 事務所：主要な設備について、その管理、計測・記録、保守・点検、新設に当たっての措置の基準を規定

（1）空気調和設備、換気設備

運転管理（管理標準の設定） Ｐｌａｎ
ア．運転時間・室内温度等
イ．熱源設備の空気比（燃焼設備の場合）
ウ．熱搬送設備の冷却水・冷温水の温度や圧力
エ．熱源設備の稼働台数、稼働機器の選択（複数の場合）
オ．熱搬送設備の稼働台数、稼働機器の選択（複数の場合）
カ．空調設備の稼働台数、稼働機器の選択（複数の場合）
キ．換気設備の換気量・運転時間等

計測・記録 Ｄｏ
ア．空気調和を施す区間ごとの温度、湿度等
イ．個別機器の効率、空調設備の総合的な効率改善に必要な事項
ウ．換気を施す区間ごとの湿度、ＣＯ２濃度等

保守・点検 Ｃｈｅｃｋ
ア．空調設備を構成する個別機器の効率、総合的な効率の改善に必要な事項
イ．空調設備、換気設備の自動制御装置の管理に必要な事項
ウ．換気設備を構成する個別機器の効率、総合的な効率の改善に必要な事項

新設に当たっての措置 Ａｃｔ
ア．必要な負荷、換気量に応じた設備選定
イ．建築物判断基準を踏まえたエネルギーの効率的な利用
ウ．特定エネルギー消費機器に該当する空調設備、換気設備
エ．稼動状態を調整しやすい設備構成

(2) ボイラー設備、給湯設備
(3) 照明設備、昇降機、動力設備
(4) 受変電設備、BEMS
(5) 発電専用設備、コージェネレーション設備
(6) 事務用品、民生用機器
(7) 業務用設備
（8） その他

2-2 工場等：エネルギーの使用に係る各過程について、その管理、計測・記録、保守・点検、新設に当たっての措置の基準を規定

（1） 燃料の燃焼の合理化
（2） 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化
（3） 廃熱の回収利用
（4） 熱の動力等への変換の合理化
（5） 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止
（6） 電気の動力、熱等への変換の合理化

（参考）管理標準の作成例（指定-第8表関連 ）③

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準	「空気調和設備（エアハン）」 管理基準	整理番号： 改訂：　頁：1／

1．目的
このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第５条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする

2．適用範囲
事務所等に設置された空気調和設備（エアハン）に適用する

項目	判断基準番号	内容	管理基準	参照マニュアル
運転管理	(1)①ｱ	1．空気調和設備 (1)事務所等の執務室・応接室・会議室等の区画を設定し、ブラインドの管理等による負荷軽減、当該区画ごとに運転時間、温度、湿度等を設定する ①夏季の冷房温度、冬季の暖房温度は、政府推奨温度に設定 ②中間期は空調を停止し、主として外気冷房を行う ③空調時間の短縮 ・始業時：室内および外気温度を勘案して運転を開始 ・就業時：就業前に停止し残業時の空調は申請／許可制とする ④外気取り入れ機能がある場合 ・室内CO2濃度1,000ppm以下を確保できる範囲で外気量を調整 ・運転開始時の予冷・予熱時は外気を導入しない	事務所等全箇所 応接室、会議室、休憩室の不使用時は、不使用とする ・夏：２８℃ 冬：２０℃ ・使用時刻は、原則として始業時～終業時	運転操作マニュアル 空調設備運用マニュアル
	(1)①ｳ	(2)設備の管理は外気条件の負荷変動等に応じた管理 ①冷温水温度、冷却水温度、圧力、流量の設定	冷水温度：○℃ 温水温度：○℃ 冷却水温度：○℃ 冷却水圧力：○Mpa 冷却水流量：○㎥/h	
	(1)①ｴ	(3)複数の空調熱源設備の総合的エネルギー効率の向上 ①夏期（7月中旬～9月中旬）、冬期（11月中旬～4月中旬）は、全数運転とし、その他の期間は1台停止する ②中間期の春期（4月中旬～7月中旬）、秋期（9月中旬～11月中旬）は、空調機を停止する	単機設備のため非該当 同左 同左	
	(1)①ｵ	(4)複数の熱搬送設備の総合的エネルギー効率の向上 ①冷水ポンプの運用：夏期（7月中旬～9月中旬）は、全数運転とし、その他の期間は停止する ②温水ポンプの運用：冬期（11月中旬～4月中旬）は、全数運転とし、その他の期間は停止する ③中間期の春期（4月中旬～7月中旬）、秋期（9月中旬～11月中旬）は、空調機を停止する	単機設備のため非該当 同左 同左 同左	
	(1)①ｶ	(3)複数の空調設備の総合的エネルギー効率の向上 ①夏期（7月中旬～9月中旬）、冬期（11月中旬～4月中旬）は、全数運転とし、その他の期間は1台停止する ②中間期の春期（4月中旬～7月中旬）、秋期（9月中旬～11月中旬）は、空調機を停止する	単機設備のため非該当 同左 同左	
計測記録	1(1)②ｱ	1．空気調和設備 (1)空調区画ごとの温度、湿度、CO2濃度の計測記録	毎正時 1回／月 2回／年	**保守点検マニュアル** **日常点検記録表** **パトロール点検表** **空調設備定期点検記録**
	(1)②ｲ	2．熱源設備 熱源設備毎の冷温水入口・出口温度及び流量、冷却水入口・出口温度及び流量、母線電圧・電流・電力量の計測記録		
		3．熱搬送設備 熱搬送設備毎の冷温水往・還温度及び流量、母線電圧・電流・電力量の計測記録		
		4．空気調和設備 ＡＨＵ毎の給気温度、冷温水コイルバルブ開度、室内温度・湿度、母線電圧・電流・電力量の計測記録		
保守点検	(1)③ｱ	1．空気調和設備 (1)空調機の保守点検 ①ﾌｨﾙﾀｰの清掃・交換、凝縮器のスケールの除去、冷媒の点検 ②ﾌｧﾝ及びｺｲﾙの清掃、	1回／年 定期点検： 1回／６ヶ月	保守点検マニュアル 日常点検記録表 パトロール点検表 空調設備定期点検記録
	(1)③ｲ	2．自動制御、ｼｰｹﾝｽの保守点検		
新設措置	(1)④ｱ (1)④ｲ (1)④ｳ	1. 新設更新時は必要な負荷を考慮する 2. 空調区画ごとに個別制御ができること 3. 高効率空調機の採用 4. 変風流システム（インバータ）の採用 5. 外気導入による冷暖房負荷の軽減を考慮する 6. 熱搬送設備の揚程の低減 7. 室外機の設置は日射や通風状態等を考慮する 8. ＢＥＭＳの採用 9. 特定機器に該当する場合は、製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮する		

改訂履歴	改訂年月日	改訂理由	作成	承認

承認		審査		作成		実施年月日	平成　年　月　日
						制定年月日	平成　年　月　日

(参考)(指定-第8表関連)④

ボイラーの判断基準項目の例（工場等）

小型貫流ボイラ

(1)燃料の燃焼の合理化

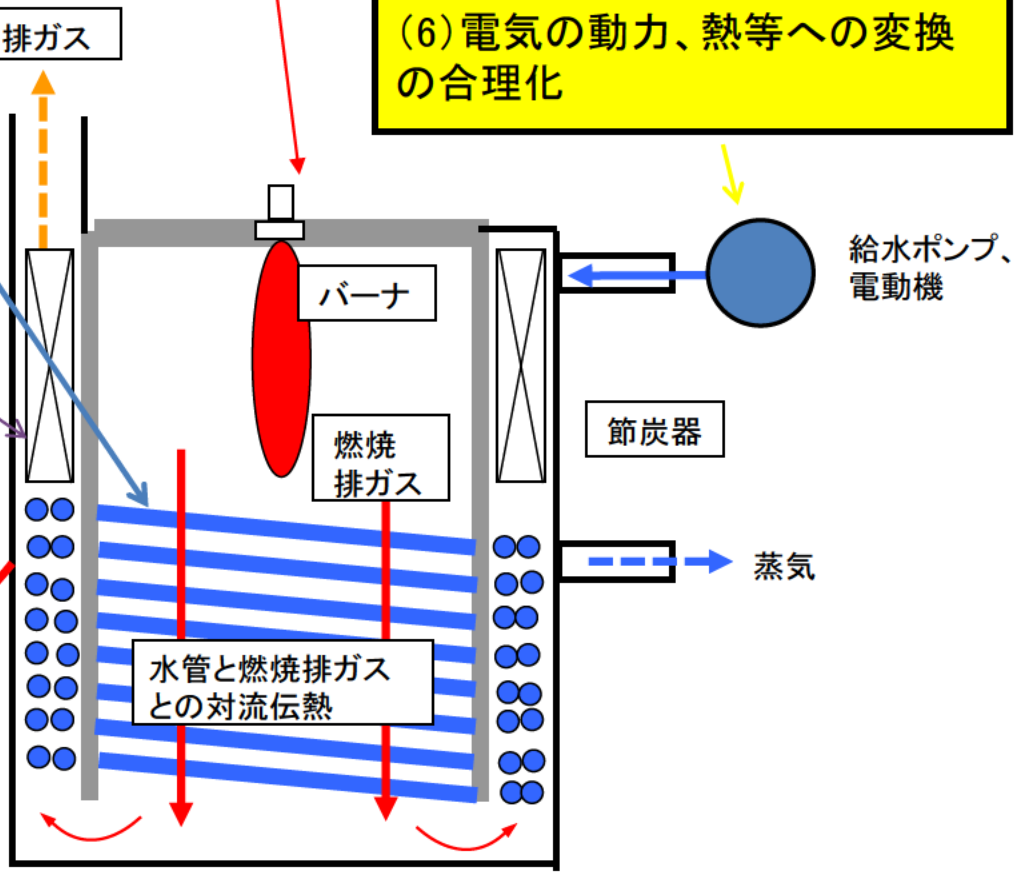
(2)加熱、冷却、伝熱等の合理化

(3)廃熱の回収利用＞

(5)放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失防止

:炉壁からの放射・散逸

(6)電気の動力、熱等への変換の合理化



（参考）判断基準該当番号（工場等）（指定-第8表 ）⑤

対象設備の判断基準該当番号（工場等）　　共通的設備の該当番号（抜粋）

管理区分、設備又は設備群名	判断基準項目	管理・基準	計測・記録	保守・点検	新設措置	備考
蒸気ボイラー（プロセス用）	(1)燃料の燃焼管理	①ア,イ,ウ,エ	②	③	④ア,イ,ウ	(2-1)①アは燃料加熱等で蒸気使用の場合、コは製造する蒸気について設定 (3)①エは、連続ブローが対象
	(2-1)加熱設備等	①ア,キ,コ	②	③	④ア,イ	
	(3)廃熱回収	①ア,イ,ウ,エ	②	③	④ア,イ	
	(5-1)断熱・保温	ー	ー	③ア,イ	④ア,イ,ウ	
	(6-1)電動力応用	①ア,ウ,カ	②	③ア,イ	④ア,イ,ウ	
蒸気ボイラー（空調用）	(1)燃料の燃焼管理	①ア,イ,ウ,エ	②	③	④ア,イ,ウ	(3)①エは、連続ブローが対象
	(2-2)空気調和設備	①ウ,エ	②イ	③ア,ウ	④ア,イ	
	(3)廃熱回収	①ア,イ,ウ,エ	②	③	④ア,イ	
	(5-1)断熱・保温	ー	ー	③ア,イ	④ア,イ,ウ	
	(6-1)電動力応用	①ア,ウ,カ	②	③ア,イ	④ア,イ,ウ	
空気調和機設備（エアハン等）	(2-2)空気調和設備	①ア,イ,ウ,カ	②ア,イ	③ア,ウ	④ア,イ,エ	(3)蒸気ドレンが対象 (5-1)冷温水、蒸気等の配管が対象
	(3)廃熱回収	①ウ	②	③	④ア,イ	
	(5-1)断熱・保温	ー	ー	③ア,イ	④ア,ウ	
	(6-1)電動力応用	①ア,イ,ウ,カ	②	③ア,イ	④ア,イ,ウ	
空気調和の熱搬送設備	(2-2)空気調和設備	①ウ,オ	②イ	③ア,ウ	④ア,イ,エ	
	(5-1)断熱・保温	ー	ー	③ア	④ア,ウ	
	(6-1)電動力応用	①ア,イ,ウ,カ	②	③ア,イ	④ア,イ,ウ	
給湯設備（電気温水器）	(2-2)給湯設備備	①キ,ク,ケ	②ウ	③イ,ウ	④ア,イ,エ	
	(5-1)断熱・保温	ー	ー	③ア	④ア,イ,ウ	
	(6-1)電動力応用	①ア,イ,ウ,カ	②	③ア,イ	④ア,イ,ウ	
	(3)廃熱回収	①ウ	②	③	④ア,イ	
	(5-1)断熱・保温	ー	ー	③ア,イ	④ア,ウ	
	(6-1)電動力応用	①ア,ウ,カ	②	③ア,イ	④ア,イ,ウ	
照明	(6-2)照明設備	①ア	②	③ア	④ア,イ,エ	
昇降機	(6-2)昇降機	①イ	ー	③イ	④ア,ウ	
受変電・配電設備	(5-2)受変電・配電設備	①ア,イ,ウ,エ,オ,カ,キ	②	③	④ア,イ	
空気圧縮機	(6-1)電動力応用	①ア,イ,ウ,カ	②	③ア,イ	④ア,イ,ウ	
ポンプ、ファン	(6-1) 電動力応用	①ア,イ,ウ,カ	②	③ア,イ	④ア,イ,ウ	
排水処理	(6-1)電動力応用	①ア,イ,ウ,カ	②	③ア,イ	④ア,イ,ウ	
構内車両	(1)燃料の燃焼管理	①ウ,エ	②	③		

（参考）判断基準該当番号（専ら事務所）（指定-第8表関連 ）⑥

対象設備の判断基準該当番号（専ら事務所）

設備等	管理・基準	計測・記録	保守・点検	新設措置	備考
空気調和設備 ・換気設備	(1)①ア,ウ,エ,オ,カ,キ	(1)②ア,イ,ウ	(1)③ア,イ,ウ	(1)④ア,イ,ウ、エ	エアハン,ファンコイルなど
吸収式冷凍機 （蒸気・温水等熱源）	(1)①ウ,エ,オ	(1)②イ	(1)③ア,イ		
吸収式冷凍機 （燃料焚）	(1)①イ,ウ,エ,オ	(1)②イ	(1)③ア,イ		
電動ターボ冷凍機、チラー	(1)①ウ,エ,オ	(1)②イ	(1)③ア,イ		
ヒートポンプ	(1)①ア,ウ,エ,オ、カ,キ	(1)②ア,イ,ウ	(1)③ア,イ,ウ	(1)④ア,イ,ウ、エ	GHP,EHP
ボイラー設備	(2)①ア,イ,ウ、エ、オ	(2)②ア	(2)③ア,イ	(2)④ア,イ,ウ,エ、カ	温水ボイラーを含む
給湯設備	(2)①カ,キ,ク	(2)②イ	(2)③ウ	(2)④ア,オ,カ	
照明	(3)①ア	(3)②	(3)③ア	(3)④ア,イ,ウ	
昇降機	(3)①イ		(3)③イ	(3)④エ	
動力設備			(3)③ウ		給排水、機械式駐車場
受変電設備	(4)①ア,イ	(4)②	(4)③	(4)④ア,イ	
発電専用設備	(5)①ア	(5)②	(5)③	(5)④ア,イ	
コージェネレーション	(5)①イ	(5)②	(5)③	(5)④ウ	
事務用機器	(6)①			(6)③	
民生用機器				(6)③	
業務用機器	(7)①	(7)②	(7)③	(7)④ア,イ,ウ	
BEMS				(4)④ウ	